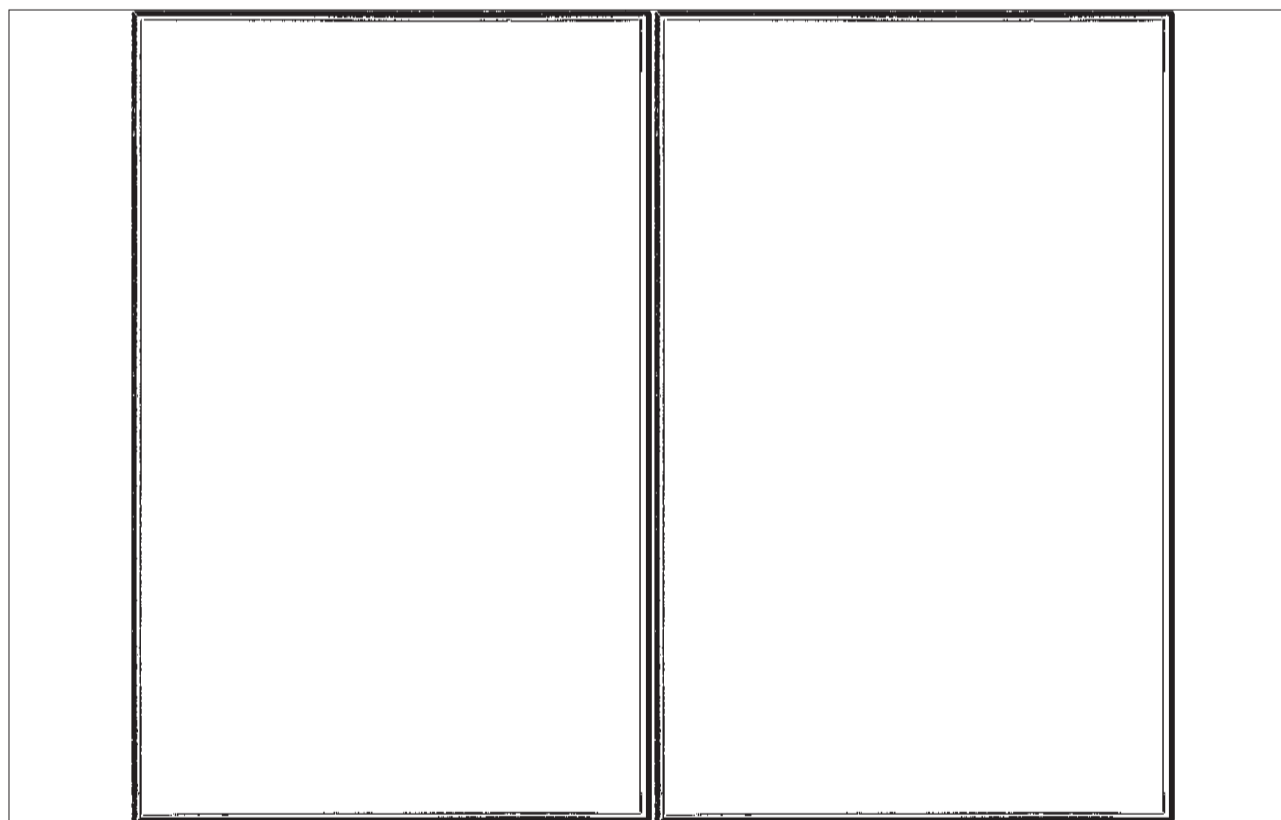
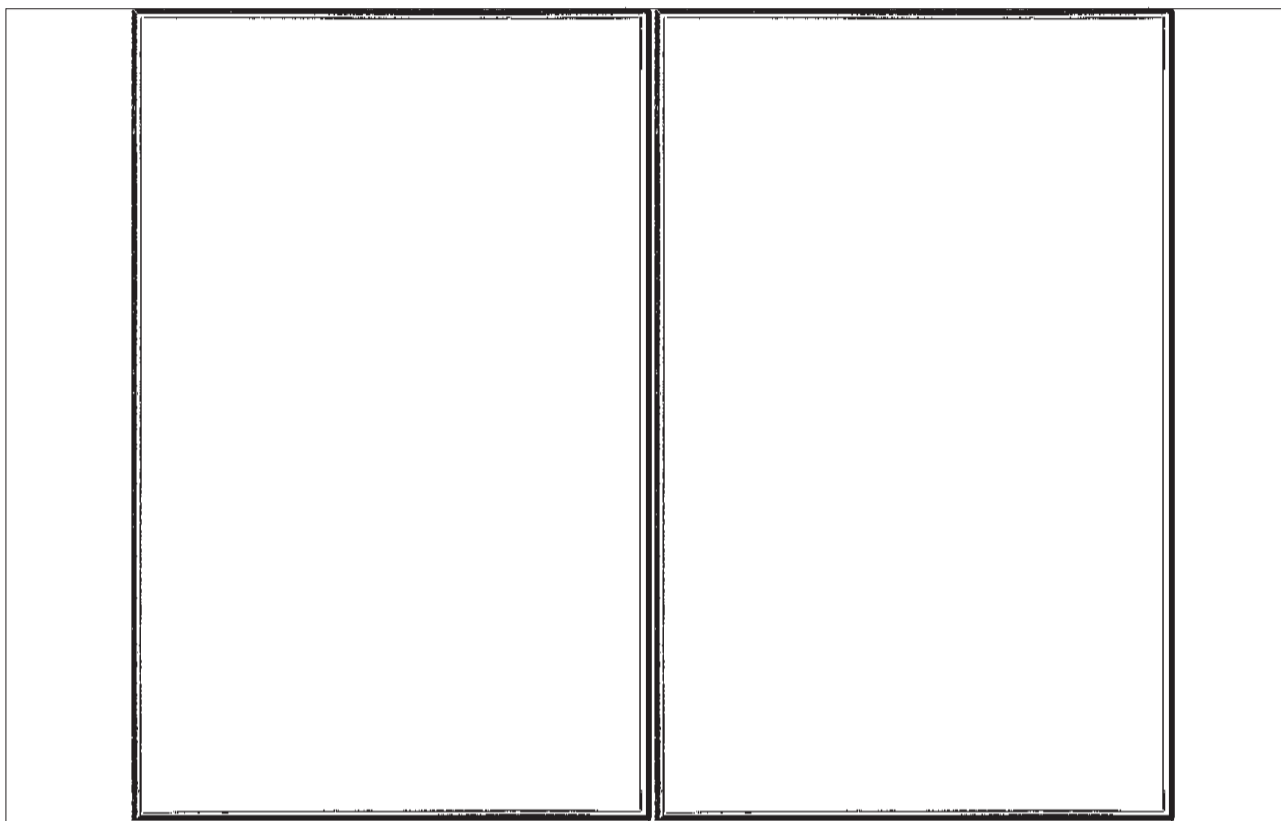


諸事速記録第九十號

昭和十六年第六十次居留民會
臨時會議事速記録

天津居留民團

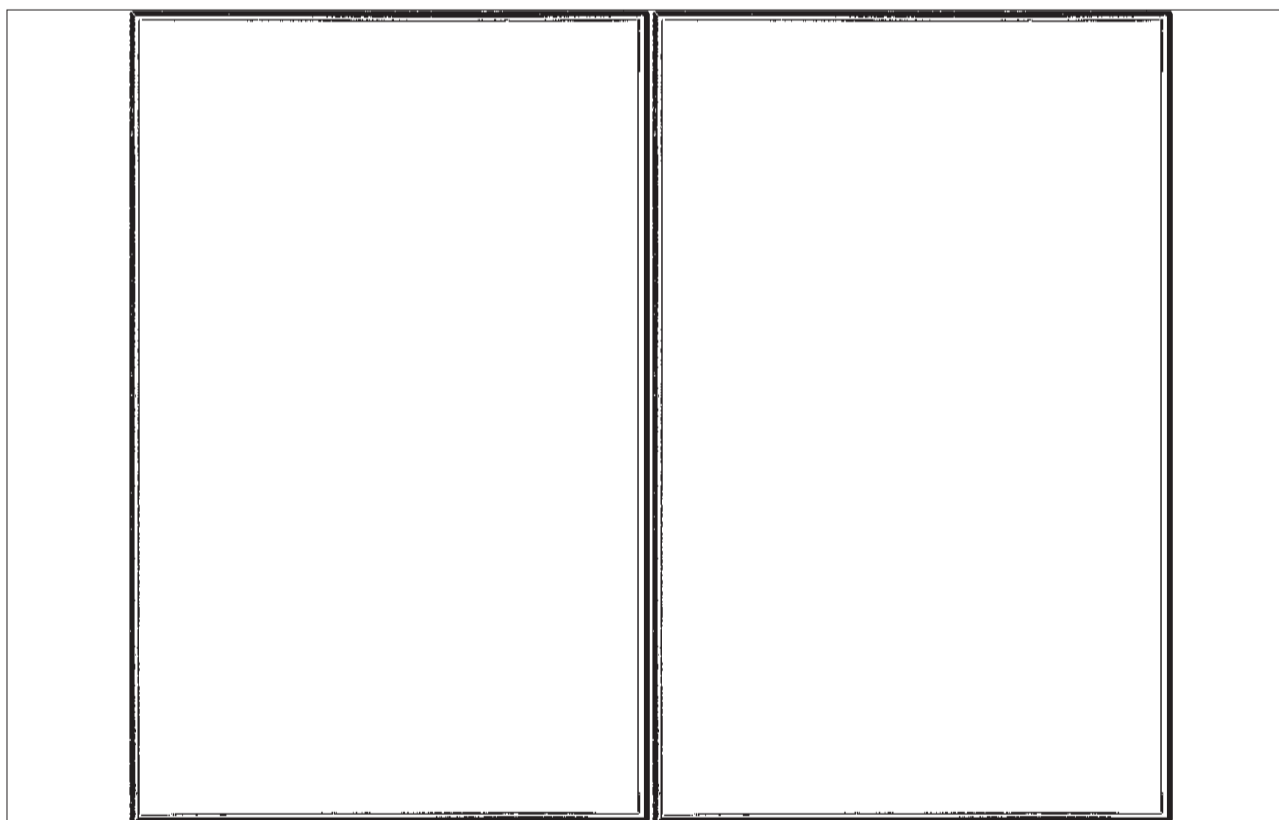
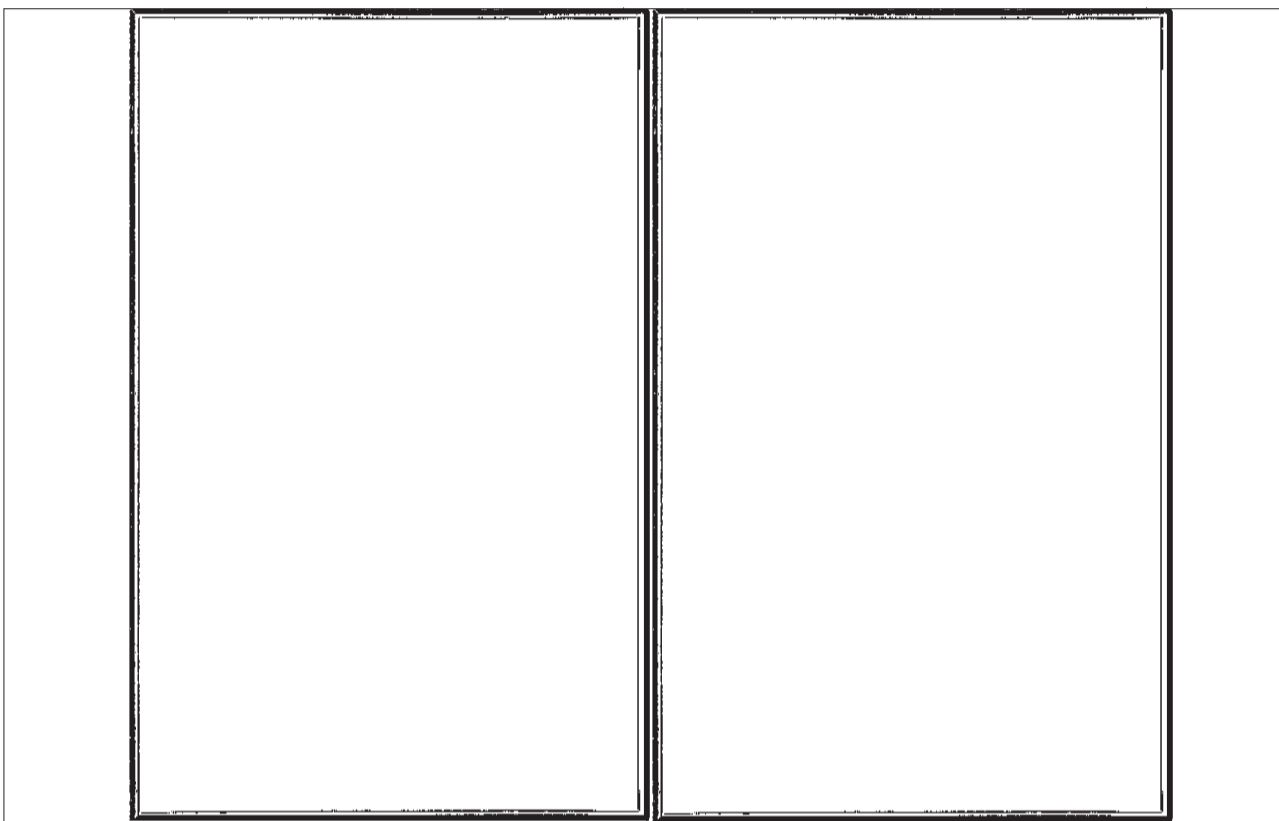


議事速記録目次

第一、報告第十號	參事會代議決事項報告ノ件	六
	(昭和十六年度營業課金第一期分納入期日變更ノ件)	
第二、報告第十一號	參事會代議決事項報告ノ件	六
	(昭和十六年度工巡費(營業者分)第一期、第二期、 分納入期日變更ノ件)	
第三、報告第十二號	參事會代議決事項報告ノ件	六
	(電工宿舍取毀ノ件)	
第四、參事會員補缺選舉ノ件	特別會計天津日本公立病院新築費歲入出豫算案	一九
第五、議案第八十八號	公立病院ヲ綜合病院ヲシムル件	四〇
第六、議案第八十九號	(建議案)	
第七、議案第八十號	故玉井利三郎所有ニ係ル北戴河土地建物其ノ他	六六
第八、議案第八十一號	寄附採納ニ關スル件	六六
	何慶延所有ニ係ル綜合運動場敷地一部	
第九、議案第八十二號	寄附採納ニ關スル件	六七
	天津三笠日本國民學校敷地追加買收ノ件	

(2)

第十、議案第八十三號	天津春日日本國民學校敷地、家屋移轉用敷地	六七
	及同地上建物買收並ニ同地上建物取毀ノ件	
第十一、議案第八十四號	昭和十六年度天津居留民團歲入出追加更正豫算案	六九
第十二、議案第八十五號	昭和十六年度特別會計教育費歲入出追加更正豫算案	六九
第十三、議案第八十七號	昭和十六年度特別會計團營住宅經營費歲入出	六九
	追加更正豫算案	
第十四、議案第八十六號	昭和十六年度特別會計公立病院經營費歲入出	七二
	追加更正豫算案	
第十五、議案第九十號	日本租界ニ生活必需品公設小賣市場	七四
	設置ニ關スル件(建議案)	
附錄		八一
要録		九一



昭和十六年第六十次居留民會臨時會議事速記録

昭和十六年十月三日(金曜日)
於 民 團 公 會 堂

一、報 告

- 一、參事會代議決事項報告ノ件
(昭和十六年度營業課金第一期分納入期日變更ノ件)
- 二、參事會代議決事項報告ノ件
(昭和十六年度工巡費(營業者分)第一期、第二期分納入期日變更ノ件)
- 三、參事會代議決事項報告ノ件
(電工宿舍取毀ノ件)

議 事 日 程

- 第一、參事會員補缺選舉ノ件
- 第二、議案第八十八號 特別會計天津日本公立病院新築費歳入出豫算案

(1)

- 第三、議案第八十九號 公立病院ヲ綜合病院ヲシムル件(建議案)
- 第四、議案第八十號 故玉井利三郎所有ニ係ル北戴河土地建物其ノ他寄附採納ニ關スル件
- 第五、議案第八十一號 何處延所有ニ係ル綜合運動場敷地一部寄附採納ニ關スル件
- 第六、議案第八十二號 天津三笠日本國民學校敷地追加買收ノ件
- 第七、議案第八十三號 天津春日々本國民學校敷地、家屋移轉用敷地及同地上建物買收並ニ同地上建物取毀ノ件
- 第八、議案第八十四號 昭和十六年度天津居留民團歳入出追加更正豫算案
- 第九、議案第八十五號 昭和十六年度特別會計教育費歳入出追加更正豫算案
- 第十、議案第八十七號 昭和十六年度特別會計團營住宅經營費歳入出追加更正豫算案
- 第十一、議案第八十六號 昭和十六年度特別會計公立病院經營費歳入出追加更正豫算案
- 第十二、議案第九十號 日本租界ニ生活必需品公設小賣市場設置ニ關スル件(建議案)

出席 議員(二十六名)

- 一 番 手島喜兵衛
- 二 番 鹽谷辰造
- 三 番 龜澤省朔
- 四 番 不破定和
- 五 番 伊東武喜
- 八 番 眞藤兼生
- 十二番 勝田重直
- 十三番 木下秀良

(2)

- 十六番 菊地新一
- 十七番 志村正三
- 十九番 蘆澤義郎
- 二十一番 五十嵐重吉
- 二十四番 鹽谷信治
- 二十五番 山田榮治
- 二十七番 秀島虎男
- 二十八番 吉野盛行
- 二十九番 金山作次郎
- 三十二番 野口義勇
- 三十八番 池上章平
- 四十番 石田芳雄
- 四十一番 小林成夫
- 四十二番 古田治四郎
- 四十三番 小澤昇
- 四十四番 吉植庄司
- 四十五番 岡本久雄
- 四十六番 林一正
- 五十番 永瀬三吾

出席 議員(十七名)

- 六 番 後藤綠郎
- 七 番 中西幸保
- 九 番 河合一雄
- 十 番 河村二四郎
- 十一番 中野宗一
- 十四番 中山準夫
- 十五番 佐瀬常盛
- 二十番 竹内象藏
- 二十二番 上田茂
- 二十三番 足立茂
- 二十六番 鶴飼新一郎
- 三十番 貞森利一
- 三十一番 武内進三
- 三十六番 早瀬精一

(3)

- 三十七番 河野九郎
- 四十七番 藤島榮之助
- 四十九番 三十三番
- 三十四番
- 三十五番
- 三十九番
- 四十八番

出席 議員 官 家 助 役 上原會計主任 以下吏員三十八名

午後三時十分閉會

○副議長(龜澤省朔君) 開會に先立ちまして宮城遙拜を致したいと思ひます
! 最 敬 禮 ! 直 れ !
戰没將兵の冥福を祈り併せて出征將兵の武運長久を祈る爲め黙禱を捧げたいと思ひます
! 黙 禱 始 め ! 終 り !
只今迄の出席議員數二十六名法定數に達して居りますからこれより第六十次臨時民會を開會致
します、本日偶々足立議長が止むを得ない用事の爲に北京の興亞院に向かれて不在となりま
したので私代行致しますから御承知願ひます
議事に入るに先立つて議事録署名者を御二人御願ひ致します、十二番勝田君、三十二番野口君
此の御二人に御承知願ひます

(5)

日程に入るに先立ちまして監督官廳たる總領事より招集の辭を承ります
 ○加藤總領事 登壇(拍手) 本日第六十次居留民會臨時會を招集致しましたところ議員各位に於かれては御多用中御出席下さるまゝに旅行の方も澤山居られて數が誠に少かつたのであります。本臨時民會に於きまして前回の臨時民會に若工延期となりまして公立病院新築費算正の審議其の他の重要案件があります。就中公立病院新築問題は既に方針の決定を見ました後色々の経緯を重ねまして懸案となつて居つたのであります。本問題は頗る重要案件でありまして其の後慎重考慮を加へられて居つたのであります。今日となりましては一日も早く其の完成を期せられて居るのであります。本官は先般一時歸朝の命に接しまして上京致しましたが母國の現状に親しく接觸致しましたが國家の國際情勢に對する皇國の立場は如何に重大であるかといふことを痛感致しまして我々は其の覺悟を更に鞏固にしなければならぬといふことを切實に感じた次第であります。國際關係がどういふふうに進展しようとも中央に於きまする當局の北支に對する政策は衝動にも致しません。決まつた通りやつとやつて行くのでありますといふことを私よく聞いて参りましたので此の機会に御報告致しまして又御安心になつて職域に御奉公あらんことを御願ひ致します。又本日の會議に於きましては終始一貫虚心坦懐に我が在留同胞の福祉増進の爲に協議を盡されんことを切望致します。これを以ちまして招集の辭と致します(拍手)

○議長(足立茂君) 議員の移動報告を致します。民會議員一戸巖君が八月三十日附を以て同横山金吾君が九月三日附を以て領事の許可を得て議員を辭任致されました従つて現在民會議員の數は四十三名となつた譯であります

(6)

ではこれより議事日程に入りたいと思ひます建議案が二つ出て居ります。其の一つは御手元に配布してあります「日本租界に生活必需品小賣市場設置に關する建議案」であります。御手元に御廻してあります印刷物には提案者を龜澤省朝君となつて居りますがこれは金山作次郎君に變更致されましたから御承知願ひます、もう一つの建議案は「時勢の急激なる進展と天津の現状に鑑み北支に於ける大都市として完備せる綜合病院の新設を望む」、此の提案者藤田重直君以下十名の賛成者がありまして提案されて居ります。そこで豫め日程を決めたいと思ふのでござりますが最初の報告第一、第二、第三とござりますからこれを一括上程、次に参事會員補缺選舉第五が議案八十八號其の次に病院問題がござりますから建議案を挿はさむのであります。それから後は順序通り行きます。最後に公設市場設置問題に對する建議案を上程致したいと思ひます。では左様進行致したいと思ひます。御承知願ひます。日程第一から第三迄報告、民團當局に御報告願ひます

日程第一 報告第十次参事會代議決事項報告ノ件
 (昭和十六年度營業課金第一期分納入期日變更ノ件)

日程第二 報告第十一號参事會代議決事項報告ノ件
 (昭和十六年度工巡費(營業者分)第一期、第二期分納入期日變更ノ件)

日程第三 報告第十二號参事會代議決事項報告ノ件

(7)

○助役(宮家壽男君) 御報告申上げます第十號、第十一號、第十二號一括して申上げます。第十號、第十一號この二つは申告書の課金に對する申告書の提出が遅れましたのと義務者が非常に増加致しました爲に事務の増大になりましたこと、並に課金調査委員會が御承知の如く四分科に分れました本年は慎重に慎重を重ねられまして二十數回に亘つて審議せられました爲に日數を要しましたので營業課金の第一期分納入期日七月三十一日限とありますところを九月十五日限りに本年度臨時に變更致すことになりました。又同様の理由に基きまして第十一號報告の如く工巡費第一期納入期日五月三十一日限第二期納入期日七月三十一日限でありますところを兩期共九月三十日限と臨時變更することになりました。兩方共居留民團法施行規則第五十四條第二項第二號の規定に基きまして参事會に於て八月二十二日、並に九月二日それぞれ代決した次第でござります。第十二號の報告はかねて御承知の如く發電所跡の住吉街三番地に武徳殿の建設敷地になつて居りましたのが其の建設を急々着工するといふ運びになりました。これが若工上同地域内の南の端にありまして電工宿舍、古い電工宿舍でありまして七十五坪六七九これを價格に致しまして七百五十六圓七十九錢、これを取毀しませんと着工に差支へるといふ事情が發生致しました爲にこれを取毀して財産台帳より削除するといふことが急を要しました爲に正規の手續を経まして居留民會に變つて参事會が代決致しました次第でござります。以上を以て十一、十二號の報告を終ります。

○副議長(龜澤省朝君) では只今の報告の次に日程第四、参事會員補缺選舉を致したいと思ひます

○二十一番(五十嵐重吉君) 今の報告のことに就て質問申上げたい

○副議長(龜澤省朝君) では二十一番

○二十一番(五十嵐重吉君) 一、二の問題は異議ありません。此の三の電工宿舍の取毀してありますがこの取毀しは勿論せなくちやならんことと存じます。唯七十五坪半程の建物を七百五十六圓といふことは餘りに少額の金額に思はれる。なほ又この毀された材料を如何にせられたか此の點を御訊ねしたい、今日の物價の時に毀したものを捨てることは考へなければならぬと思ふので一言御訊ねるのであります

○助役(宮家壽男君) 御答へ致します。これは五十嵐議員御承知の如く電工宿舍を發電所敷地に造りましてこれは廢屋同様になつて居つたもので其處に使用備人等が一時住まつて居つたもので其の價格もこれを取毀す費用ぢやない

○二十一番(五十嵐重吉君) 取毀したものをどうなさつたか

○助役(宮家壽男君) 取毀した物は材料も煉瓦の使用出来るものは建築の倉庫に格納して居ります。それから煉瓦の屑で再用出来ないものは工事の基礎などに入れて使用して居ります。七百五十六圓七十九錢といふのは建物の帳簿價格であります

○二十一番(五十嵐重吉君) 帳簿價格といふことは知つて居ります。現在これは極最近のことでありまして軍人會館前の建物を取毀さなければならぬといふので競賣に附したところがあれが三十一坪であります。それが私建築實行委員をやつてる關係上、評價しましたが恐らく五百

(8)

ます

(9)

四六百圓が最高の山である、其の程度進行つたら賣るべしといつたら四件が四件共一千四百五百圓といふ價格をいつて居ります、如何に此の建物が赤煉瓦で造つたものといへど競賣などに附せられたら財産台帳から落すものより、より以上のものになつた決して物を粗末にしては決していかん私それを憂へるのであります

○助役(宮家壽男君) 只今申上げましたやうに使用し得るものは建築倉庫の方に收納して居ります

○二十一番(五十嵐重吉君) それでしたら記入しなければならぬ評價されたかどうか唯要らないものをとつて置くに過ぎない台帳を削るなら壊したものを帳簿に記入して幾らと價格をつけないくちやならん、それを私きちんと帳簿上に現はして貰はんといかん、私不幸に會計検査員をして居りませんからそれで気がつきませんが會計検査員は此の必ず會計検査の時に帳簿検査の際に突込まれます

○助役(宮家壽男君) 書類を取寄せ中でありまして

○二十一番(五十嵐重吉君) そうですか

○副議長(龜澤省朝君) それでは後で委細報告して戴きます

日程第四 参事會員補缺選舉ノ件

○副議長(龜澤省朝君) 日程第四に行きたいと思ひます、それでは一戸巖君の補缺と致しまして参事會員の補缺選舉をこれより行ひたいと思ひます、監督官の御指命によりまして選舉立會人を二人御願ひ致します、十七番の志村さん四十二番の古田さん、御兩君に御願ひしたいと思ひます、

(10)

投票は單記無記名投票であります、名刺には自分の名前を書きまして立會人に御渡し願ひます、此の間投票

○副議長(龜澤省朝君) 名刺の數と出席議員と合致して居りますからこれより開票致します

—此の間開票—

○副議長(龜澤省朝君) 名刺の數と投票の數と合致しました、只今立會人が検査致しました結果

二十五名 蘆澤義郎君
一 名 鹽谷辰造君

であります、從つて蘆澤義郎君に決定した次第であります(拍手)

日程第五 議案第八十八號天津日本公立病院新築費歳入出豫算案

○副議長(龜澤省朝君) では只今申上げた日程に従ひまして第五の日程と致しまして議案第八十八號特別會計天津日本公立病院新築費歳入出豫算案を上げ致します

○民團長(白井忠三君) 登壇 本案は去る七月第五十九次臨時民會に提案致されたんであります、たが時偶々國際情勢が極めて緊迫の時期でありました爲に色々の理由から今少しく着工を延期して來年の三月頃迄延期する方がよいんぢやないかといふ議員諸君の御議論によりまして延期の理由に基き否決の結果を見たくてあります、ところが爾來國際情勢も今なほ緊迫致して居ります、ところが少し小廉を得たやうな感もありません、一方監督官廳に於かれましては先刻招集の

(11)

辭にもござりましたやうに居留民の福祉上一日もゆるがせにし難い緊要なる施設である、又民間に於きましても各方面から色々要望の聲も聞きましたんで茲に再度提案御協賛を求むる次第であります、勿論總額は二百三十萬圓其の圖債引受け申込み、寄附申込みの情勢は七月の時と移動はござりませんが、もし取止めになるならば取消したいといふ御申込みが、二ござりませんが大體に於て移動はござりませんが、唯遺憾なることは建築費の方面に於きまして此の前の提案に比べまして今回前回の提案通りのものが二百三十萬圓では出来難いといふことになつたんであります、此の點頗る遺憾に存する次第であります、其の理由には同時に提案の内容は大體に於て三月の通常民會に提案した内容其の儘提案したんであります、ところが當時既に物價の騰貴から豫定の數量が出来なかつたものではないかと、今日考へるんですが、ところが所謂世界の情勢から前回着手致しましたものと今日着手致しますものでは二箇月以上の差でありまして物價の騰貴は益々激しい、又此の先どういふ程度に物價は更に騰つて行くかといふことも豫測に苦しんで居るのであります、又此の先どういふ程度に物價の騰貴は益々深刻になるんではないかといふことが豫想されます、折柄、丁度向寒の時季でありますこと、嚴寒が最早二箇月後に迫つて居りますといふこと、又資材の配給を受けず状態が月々に仲々困難を重ねて参ります、例へば春頃に三箇月以内に配給を受けられる品物も今日六箇月乃至八箇月要しなければ配給がされん、内地から搬入致した材料の如きは運搬の通關といふふうなことも加味されまして結局先般御相談申上げた時は十七年中に竣工を見ることに考へて居りましたが今日に於きましては十七年度中の竣工は略々困難であります、どうして十八年度の解氷後六月乃至八月頃迄掛るんではないだら

(12)

うか工事其のものも進行させますことは幾らでも致されますが資材の配給を受けず上に期日を余計要するといふことになりまして既に若工期が遅れる譯ですから、こういつた三様の理由から總額は二百三十萬圓でありますが出来上ります建物の坪數が多分に減ります、從つて病室も約四十以上減るといふことになるのであります、此の點は誠に遺憾の至りでありまして情勢止むを得ないこととあります、從ひまして民團當局と致しまして此の際更に圓債の増額を圖る、寄附金の増額を圖るといふことに就ては略々望めないものと考へまして十七年度十八年度の一般會計を按配致しまして考へて出来れば十八年度の竣工から半年位遅れても全計畫が完了するやうに努力して行きたい、こう考へて居る次第であります、一寸數字で申上げますと前回延坪三千六百九十六坪、三千七百坪建築する豫定でありましたが今回の豫算に於きましては二千五百四十六坪一千坪程建物が減るんであります、それで御手元に配布致します略圖に示して居ります本館の部分は豫定通り全部造ります、本館から後ろの家と左の端に各部屋の廊下を兼ねたものが第一の病棟造は今回工事に着手致しますが豫定が三階でありましたが其の三階を二階に造るといふこととあります、それから先は今申す二百三十萬圓の豫算では遂行出来んといふ結果になつたんであります、それから本館並に左側の廊下、なほ左側に附屬屋があります、圖面に出てる通りの工事を致します、圖面の本館の後ろに一寸印を入れてあります、それからつと圖面の上の方の印のあるところは二階建て、なほ右に接続する病室も二階建て、こういふことにして此の豫算は計上してござります、なほ前回の民會に於ても議員諸君の御保留になりました鐵筋の使用といふ點に就ては結局出来るだけ節減を圖りたいと

(13)

いふ御意志に基き病室の方は只今は二階建てでありますが鐵筋の屋根天井をつけて置きますが三階の屋根、つまり完成した時の病室の屋根は従来の鐵筋コンクリートの平たい屋根でありましたのを取止めてそうして普通の家屋のやうなこういふ(ピラミッド型を示す)屋根で互葺に本館は致し、病室の設備とか鐵筋の使用される部分は差支へない限り極めて慎重に考慮致しまして代用筋を使ひ鐵筋の節約を図る趣旨も加へたのであります、細かな内容に就きましては御質問に應じて御答へ致すことに致します、以上の趣旨に基きまして再度提案致したんであります、議員各位の御協賛の下に本案を可決、決定の運びに御願ひしたいと思います

○十二番(勝田重直君) 此の案に就きましては建議案が出て居ります、此の案は此の儘として暫く留保して、建議案を御提出されんことを提案致します

○副議長(龜澤省朝君) もし其の建議案を先に上程することに皆さんの御賛成が多いならば致したいと思ひますが如何でございますか

○二十五番(山田榮治君) 今勝田議員の御提案のやうにこれは本案と密接な關係を持つて居ります、建議案の方を先にやつて置きたいと思ひます

○副議長(龜澤省朝君) これはどうです御相談ですが既に前民會に於ても數回上せられた問題でありますしこれは此の儘日程通りに致して建議案に掛つたら如何です(「賛成」と呼ぶ者あり)

○二十一番(五十嵐重吉君) 私も先程の御二人の言に賛成するものであります、どうかさうい

(14)

ふやうに取上げて置きたいと思ひますなほ又過去五十、九次臨時民會に於きまして來年の通常民會迄延長したかどうかといふことが其の當時通過して居ります

○事務當局が五十九次臨時民會に於きましては議案を提出されましたが八議案迄否決され第一議案の修正された事務當局が其の責任重大なるを痛感せずして今回これを提出される其の圖々しき加減に呆れてゐるのであります、成程時局は緩和されて居りませう然し只今提案されました、建議案を提出しました其の中に賛成者の氏名が有りますが文書を読んだものはないと思ひます、どうか其の意味を御汲取下さるまで、どうぞ此の案を先にやつて置きたいと思ひするのであります

○副議長(龜澤省朝君) ではこれを先に上程するかどうかを裁決致したいと思ひますが如何ですか(「賛成」と呼ぶ者あり)それでは(「内容を」と呼ぶ者あり)建議案は先程(「御讀み下さい」)「相談だけでは分りません」と呼ぶ者あり)念の爲め全文を書記に讀み上げさせます、只今直ぐ議案を取寄せます、印刷中でありますから

○五十番(永瀬三吾君) 建議案の内容を御伺ひします前に此の問題が當然必要と監督官廳其の他で御考へになつて此の民會を招集されたものと存じます、此の案に不賛成であるならばといふことならば建議案其の他に就て検討しなければならぬと思ひますが未だ出された此の案に對して賛否を論じられてないのですが私として此の案を一應検討を進められて行くことを希望します

○二十一番(五十嵐重吉君) 只今御説御尤もなことを承りますが私等は決して病院建設に對し

(15)

て反對したことはありません病院の必要なるものを考へて居ります、決して反對したのでありません、今も民團長はれた如く三千六百九〇坪余りのものが現在やるとすれば二千五百坪一千坪の減となるのであります、恐らく此の坪數のところは御建てになる病院は稍々福島街に在る公立病院に等しいものしか出来ないのであります、私等も只今提出してあります建議案の内容はもと／＼大きなものを建設せよといふことが斷つてあります、國家は非常時で或は如何なることが勃發せんとも限らん又總領事が十名許りの者に御相談になつたことも聞いて居ります、それはそれと監督官が仰しやらうと私等は決してさういふことに拘泥はるものでありません、どうせ造るなら大きな物を建て、赤十字、濟生會病院、如何なる方法もありません、いふ目的を以て私進みたいと思ふのであります、なほこれを完成する迄には十八年、昭和十八年、頃といふことも聞いて居りますが、どうせそれ迄掛るものであるならば敢て急ぐ必要はない慎重審議せられて大なる病院建設をして置きたい、これが我々の目的であります、病院建築に對して反對して居りませんがどうか其の意味に於きまして建議案の提出を先に廻されることを希望します(「ヒヤ」)と云ふ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 只今建議案の内容に就きまして理由を讀み上げさせますから御清聴願ひます(「建議案を先に取上げるんですか」と呼ぶ者あり)内容を一應御聞き願ひ其の上で日程の変更は採否によつて決定したいと思ひます

○木下會議書記朗讀

(16)

議案 案

時勢ノ急激ナル進展ト天津ノ現状ニ鑑ミ北支ニ於ケル大都市トシテ完備セル綜合病院ノ新設ヲ望ム

理由

曩ニ民團立病院ノ新築ヲ決議シタルモ事案ノ内容到底現下時勢ノ推移ニ適應スルコト至難トスルニ至レリ、即チ今ヤ一地方ノミノ觀點ニ基ク之ヲ計劃ヲ實施スルハ徒ラニ彌縫以テ財政ノ確立ヲ助ケ傍ラ一億一心國策ニ順應スル所以ニ在ラサルヲ痛感ス

宜シク臨戰基地タル環境ニ深ク念ヒテ廣シク廣ク奉公ノ資源ヲ備メテ赤十字及同仁會病院ノ經營趣旨ヲ採リ納レ適格ニシテ強力ナル機關ノ經營スル病院ヲ新設シ據テ以テ東亞ノ文化ニ貢獻スル所アラムトス

右建議ス

敬稱を省略します

提案者	勝田重直
賛成者	山田榮治
	菊地新一
	眞藤盛生
	吉野葉行
	鹽谷辰造

同	古田治四郎
同	五十嵐重吉
同	志村正三
同	金山作次郎
同	手島喜兵衛

以上であります

○副議長(龜澤省朝君) 只今の議事日程變更に就きまして賛否兩論ありますからこれを起立によつて決定したいと思ひます、では只今讀み上げました建議案に就きましてこれを先に上程するといふことに御賛成の方は御起立願ひます

○二十一番(五十嵐重吉君) 其の前によろしいですか

○副議長(龜澤省朝君) 只今申上げましたやうに議事日程變更の動議でありますすがそれを起立によつて決定したいと思ひます、ですからこれを上程したいといふことに御賛成の方は御起立願ひます(「賛成者すな」と呼ぶ者あり)

―起立者少数―

○副議長(龜澤省朝君) それでは起立十二人、少数でありますから否決されました、では議案通り此の第八十八號議案に就きまして議を進めたいと思ひます

○五番(伊東武喜君) 公立病院新築の必要並に其の根本精神に於ては何等前臨時民會に於けるのと何等動搖を來してないものと私解釋して居ります、公立病院の必要性に就ては皆認められて

(17)

る唯此の臨時民會が開催せられた時は只今民團長が御説明ありました如く丁度折悪しくと申しますか何と申しますか國際情勢緊迫の直後であつた關係上どういつたやうな龐大な計畫はもう少し状況を見た上で決めたらどうかといふやうな空氣が議場に反映致しまして様子を見るといふ意味で否決されたものと私解釋してゐるものです、其の後情勢必ずしも緩和されたとは申せませんが今日これだけ其の後の情報を見た以上は今後のことに就きましては神ならぬ身の我々とても判断を下すことは出来ませんが公立病院の必要性といふことは學校の増築と相併して非常時、平時ともに拘らず最も緊急なるものであるといふ根本精神が動いてないと思ひます、就ては來年の通常民會に於て改めて審議したい、ではないかといふ意向も其の當時ありましたけれども幸ひ本日茲に臨時民會が開かれました以上は此の新築の根本精神を活かして進み有効に審議しそれ、協賛を與へるべきものと本提案に賛成したものであります

○二十四番(鹽谷信治君) 民團長に御訊ねしますがさつき貴方の提案の説明の際今整つてゐる借入金と寄附金の總額二百三十萬圓では物價の騰貴で坪數一千にがしの坪數と病室四十が十八年の竣工期に建たないといふ説明でありましたがこれに就てはどういふやうな御考へであつたか、又どういふ方針であるか、例へば此の完成は二百三十萬圓これで十八年迄には建たないと致しまして十八年迄には時日もあることとありますからしてそれ迄になるべくならば完成出来るやうに我々希望したいのですが其の見込がどうか或はどうかしても本年ならば出来ればならぬ貴方の説明通りの事實なりとするならば如何様な處置をとられるか其の方針を御伺

(18)

ひした

○民團長(白井忠三君) 先刻私申上げたのが少し御開進ひになつて居るやうですが十八年迄竣工に要しますから只今提案したものは四十病室小さい病院になります十七年度で十八年度の一般會計を按配致します、これは將來のことと致しまして確實に申上げることが如何かと思ひますが同病院の重要性を考へますならば兩年度の一般會計から繰入れて竣工迄竣工期より遅れても半年位で前の計畫通りのものを建てたい、こゝいふ方針であります

それから只今序に申上げますが今の公立病院と殆んど差のないものでないかといふことでありますけれども新築病院は入院五十病室ベット、只今迄は二等一等特等はない全部三等で九十ベットしかありません、これを一等二等特等といふふうな室を從來の前の状態に戻しまして六十ベット位しか入らないのであります、で今度新築します只今提案しました豫算それでも百四十ベットになる譯であります

それから一年程遅れますことは色々情勢で着手が遅れたのもあります、冬を迎へて着手する條件が一つ、それから將來物價が騰りはしないかといふ懸念もありますので勞々此の豫算案では一千坪病室が減つて参つたといふ結果になつたのであります

○二十五番(山田榮治君) 民團長に御伺ひしますが團債の内實際集まつてゐる額、寄附金の集つてゐる額それが幾らであります

それからもう一つは資材の高くなつた關係上ベットの數が減るこゝいふ御説明でありましたまが當初二百三十萬圓を以て本病院の計畫をしましたのは二百三十二ベットのやうに記憶して居

(19)

ります、それに伴ふ収入を見て團債を償還するものと見たのであります、百五十ベットといはれると八十二です、八十二ベット減るのであります、それに對して民團長依然として何等の豫算を變更せずして計畫の通りの収入を見て償還する方針を立てゝゐるそれが數字的に御説明願ひます

○民團長(白井忠三君) 二百三十ベットといふのはもう一年前の計畫であります、七月上程致しましたのは百九十五ベットであります、四十幾つ減る、百五十ベットのもの二百三十萬圓で出来るのであります

それから團債償還の問題は從來所謂公立病院事業の利息で公立病院収入を以て團債を償還して行くといふ建前として計畫を進めて居りましたが民會に於ける其の後の參事會に於ける公立病院の事業利息でやるといふことの考へが無理だといふか、理想でない、寧ろ一般會計から繰入してゝやるべきものはやらないといふ御議論が多いのであります、當然私も議員諸君の御承認を得られることであるならば初め提案致しましたが何分にも團債中の教育費其の他の失費多端の折柄でありますから公立病院團債償還は一般會計に影響を及ぼさないことを標準にして建てたいのであります、然し議員諸君の御意志のあるところが一般會計から繰入れてゝやらないかといふことでありますので此の四十ベット減つた爲に歳入がどういふふう狂つて来るか其の場合公立病院の収入だけでは團債償還が出来ないといふことの細かな數字は持つて居りませんが一般會計の補助によつて豫定通り償還は出来て行くかと考へて居ります

○二十五番(山田榮治君) 誠に驚くべき居留民を欺瞞して居るのであります(「其の通り」と呼

(20)

(21)

ぶ者あり) 所謂いふ亂暴な案がありますか、貴方が團債を募集するに年六分の利息を拂つて十七年に完全に償還し得るといふことを民団公告を以て出してそれで募集したんぢやありませんか、それを然も本案を提出するに際して其の條例を改正せずしてそのいふやうな御趣意であるならば、經常部の方から繰入れるといふことを我々の承認を求めて然る後償還の方法を立てられるのが當然ぢやないか、所謂いふ貴方は欺瞞的な案であります、他にまだいふ無理があります根本の豫算があるならば甚だ事務當局として欺瞞な態度である四十二ペツト減るといふが二百三十二ペツトを造ることによつて二百三十萬圓の豫算を立てたのであります、それを貴方の説明では百九十五に勝手に減して又然も四十五減して来た、所謂いふことをして収入の方は一邊もいはれてない、ペツトの数が減るに拘らず同じやうに償還が出来るといふ案を建て、此の案を通過せうといふことは無理です(「ヒヤ、」と呼ぶ者あり)

○民團長(白井忠三君) 御答へすると議論になりますか

○二十五番(山田榮治君) 質問です、はつきり仰しやつて下さい

○民團長(白井忠三君) どうするか仰しやるが今申す通りの方法によりまして十七年に償還は山田さんの案をどうしても残つてゐるが十七年といふ案は三月の通常民會(發言者多數)十年償還といふことに去年なつて居ります、其の償還が欺瞞してゐる御借りしたものを拂はんといふことは絶対に思つて居りません、一般會計から繰入れることによつて償還をします特別會計に一般會計から繰入れるといふことは出来ません、議員の承認を要しますが只今其の問題に移る必要はないのであります、此の間の臨時民會で新案豫算は否決されましたが特別會計條

(22)

例といふものは通過して居ります、其の特別會計條例によつて以上居留民を欺瞞するものでなく、見込があるかといふことはあるといふことを申し上げます

○二十五番(山田榮治君) 民團長明瞭にして置きます、其の條例案を提出するんで參事會の諮問を受けましたが二百三十萬圓で足りぬ時は一般經常部の中から繰入れるといふ議案であつたが、所謂いふ欺瞞をする案はいけな、それは參事會で削つたのであります、二百三十萬圓の特別會計條例を作つた、それに基づいて本豫算を立てたのであります、だからもし貴方の御考へならば本案を出すに先だつて條例を改正して償還の不足の場合は經常費の中から繰入れることが出来るといふことにするならば、二百三十萬圓に限つて居ります

○民團長(白井忠三君) 山田議員は誤解をしていらつしやると思ひます

特別會計公立病院新築費の條令新案が終る迄の條令であります、第五條工事竣工後團債元利金の償還は天津日本公立病院經營費特別會計に於てこれを處理す、二百三十萬圓を拂つて行くといふことがあります、二百三十萬圓を拂ふのに公立病院が出来たから此の病院經營費で特別會計で拂ふといふことになつて居ります、其の特別會計豫算を立て、一般會計に繰入致さば豫定通り償還が出来(「それがいけな」と呼ぶ者あり) 參事會でどういふ御議論が出るか、一般會計から繰入れても病院の事業は利息で拂ふといふことは理想でない、一般會計から繰入れてもやるべきであるといふ説がある

○二十五番(山田榮治君) 私貴方は病院は完全に儲かるといふが我々は断じて儲からん一般會計の方から償還し補助をやつて經營しなければならぬといふことは參事會に於ても民會に於ても

(23)

諄く申上げてゐる、貴方は何處迄も儲かる、年六分の利息を拂つて償還し得るとして突張つて来たのであります、民團長はいけなかつた時は一般會計の方から仕拂ひするといふ亂暴な案を出さるのには甚だ遺憾千萬に思ひます、もう少し案を改めて出して下さい

○四十番(石田芳雄君) 今民團長、山田君の色々御議論を承はつて居りますと私參事會員の一人でございますが今のやうな御議論が參事會で屢々ありました、また結論に至つて居りませんが山田君の主張も民團長の主張もありました結論になつて居りません、とに角山田君のいはれますやうに初めの二百三十二ペツトそれが百九十五に減り百五十五に減つて居るといふことの理由も昨年計書された時より色々物資が高くなる又建築費なり又總べての器械の單價も段々高くなつてゐる、要するにこれは建築が遅れてゐる爲に初め二百三十萬圓で昨年やつて居れば其の時に直に建築材料なり醫料器械なり手當を致しましたならば其の時の計書で當初の計書二百三十萬圓で完成して居つたと思ひます、此の春の民會で又流れて居りますそれから、又今日迄、大體昨年建てるといふことを民會に可決されるに又數ヶ月といふものが遅れて居ります、物價も段々騰つてゐるので當然二百三十萬圓では小さいものしか出来んぢやないか、早くこれを可決して置けば出来たそれが遅れてゐる爲に一年丁度の懸案になつて居ります色々技葉の問題はあります條例の條文を變へやうとか、改廢するとかいふことは後の問題にしまして速に此の議案を可決されて此の實行に當つて民團當局を我々は鞭撻しまして早くいふものを造るやうに致したい、これを早く承認されんことを御願ひしたいと贊成者の一人として申上げて置きます

(24)

○民團長(白井忠三君) なほ茲に御手元にあります法規類集の三百二十四頁、天津日本公立病院經營費特別會計條例といふのがありますこれを御参照願ひたいと思ひます

第二條に「歳入カ歳入ヲ超過スル場合ハ當該年度ノ一般會計ヨリ借入補填シ歳入カ歳出ヲ超過スル場合ハ一般會計借入額ヲ返還シ尙剩餘アル場合ハ翌年度ニ繰越スモノトス」此の經營費特別會計條例の方法に決定される案であります、これに従つて處理して參ればよろしんですから團債償還に就ての實行困難といふことは絶対にないものと御安心願ひます

○十六番(菊地新一君) 私こういふ問題に逢着しはせんかといふ懸念が有りました私參事會員當時諮問に與りました時に民團長に相當の意見の交換をしたんですが抑々公立病院を建設するといふ精神は營利的な病院である、營利的な病院即ち利益がある、此の建設するに就て利益によつて公立病院建設費を償還する其の精神によつて公立病院團債を仰ぎ其の利益によつて償還するといふことで公立病院の建設は大體承認されたものと私考へるのであります、民團長の仰しやることをよく承りますと先程豫算議員の質問によりまして設計されました病室の数が四十幾つ少くなつたといふ病室をどういふふうにするか、今後この豫算によつて建設された後の公立病院機構の運営をどうするかといふ質問に對して明年度明後年度の一般會計より支出しましてそうして當初の設計通りに建てるといふ御意志のやうに承りました、それでは山田君が申した通り居留民を最初から引離して一杯喰はせるといふふうに考へるといふことは度々諮問に與りまして此の間の事情は大體よく分つてゐる存じて居ります、こういふふうな民團長に對する御質問を申上げると申しますとこういふことになるからこういふ問題に逢着するか

らこそ私等が貴方に建議案を先に提出してくれといふことを申し上げたのであります。私決して公立病院建設を賛成するものではありません。私の本意は昔と同じです。公的施設で決して個人の手ではこさへられるやうなものではないといふことを承知してゐる一員であります。でありますからこゝろいふ論争を避けたいと思ひますればこそ建言してゐる。何れに致しましては、民團長の仰しやる御答辯は私余體に於て受け入れることは出来ませんといふことを申し上げる。團長の返還に致しましては元々公立病院の利益を以て返還するといふ趣旨なんです。此の處置は返還出来なかつた場合に一般會計から支出する一邊民會の承認を得て初めて建設したらいふやないかと思ひます。

○二十四番(鹽谷信治君) 先程より議員諸君の議論も承り民團長の答辯も聞きましたが大體これが初めて案を提出されて公立病院設立の趣旨に就て營利的病院でなくともいふやないか。公立病院といふものゝ總べてが病院の収入でなく別途のもので償ふ位で行かなければならぬやないかといふ議論もあつたのであります。民團當局の趣旨はなるべく病院の収入によつてこれを返還して行くといふ趣旨の下にこれは建てられた。私此の趣旨に大體賛成であります。この要するに此の租界にある病院今の公立病院よりもつと施設の完備したる此の病院を初めるのであります。然して一方理想と致しまして成程他に財源がなければならぬ。然しそれよりも大事なることは施設の完備した病院を設けるといふことが最も必要なことである。最も必要なことを遂に實現する爲に何れも公立病院が一般開業局よりもやすくする必要はない其の建前からあれだけ

(26)

の案が出て収入によつてやつて行くといふのが返還して行くといふ建前で今も變らぬものと思ひます。然しながら私四十ベツト減ることを質問しましたが私としましてはなほ病院の収入によつて此の團債返還をされるやうに希望する一員であります。四十ベツト減つた時にこれはどうするか大體聞いたのであります。それは一般會計に於ても四十ベツトは竣工させて計劃通りのものを茲に一日も早く竣工させて、そして病院の施設を完備して病院の収入によつて團債を返還するのみならずなほ余裕があるならば病院の内容を充實して行くといふことを我々願ふところでありませぬ。情勢の變化で四十ベツト二百三十萬圓で減さなければならぬといふことになつたのは悲しむべき事實でせうが何かの方法で償つて貰ひたい完全なものにして貰ひたいといふ質問をして本案に賛成する一員であります。

○副議長 龜澤省朝君 他に御質問ござらぬせんか。

○十二番(勝田重直君) 二百三十ベツトから百五十約半減となりました。完成が十八年度と致しますと約二年後でなければ病院が出来ない、二年立つて出来た後直に増設に取り掛るやうな内容に考へられますが其の點どういふ御考へですか。

○民團長(白井忠三君) これは一に居留民増加の情勢によることでありまして適確な豫想を申上げることが難しいので居留民増加の趨勢は現在の情勢で進んで行くものと思ひます。勝田議員の仰しやるやうに二年後竣工した時になるものと思ひます。先般の提案の豫定も御手元配つた一番後ろの病室は三分の一出来て居ることになつて居ります。増設はそれから向ふの方へ延ばす敷地の部分で昨年埋立をやつて居ります。部分は將來増築をやつてゐる敷地にしてゐ

(27)

るから、居留民の情勢がどん／＼増へて行つて此の計劃でも二百三十と仰しやいます。百九十五の誤りで百九十五では足りないといふことでは更にそれを増築して行くやうにしなければならぬと思ひます。菊地議員が先刻來仰しやいます。成程私一般民團財政の都合上病院の収入で團債を拂つて行けばこれにこしたことはないといふこと。それから其の案で出したのであります。現在と當時の建築の單價とを比べますと一坪當り倍以上になつて居ります。それで入院料が倍以上になつてゐるかと思ひます。入院料は倍になつて居りません。坪二百坪掛るのが五百圓掛る當然購入だけでは拂つて行けないといふ結論になるんです。これが事務當局は事業を遅くするといつて出来なかつたといふことが不都合だと仰しやつてもこれは物價の騰ること何人も二倍半に騰らうとは思ひません。現在では完成が行なはれないといふ結果になると思ひます。それは一般會計から補填することは何等不都合のことではない、要するに民會議員諸君が御承認なり或は必要とするかしないかといふ根本問題になります。此の點に就ては御説解御願ひ致します。

(28)

いつた時に連絡してもどうもいふことで熱意がござらぬせん、少數にして破れまして得た數字では建築は來年難しいかと七回も参事會を開いて自由討論とかいふこととして出したやうな有様で今日の紛糾は當り前です。決定された以上は私公立病院を營利的病院にして營利的病院建設も結構と思ひます。建たない先から仕拂ひが出来ないといふ今日の狀態であります。どうかこんな杜撰な案を出す方が間違つてゐる(「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり)建議案によつて御建てになれば民團の財政も相當將來余裕があるだらうと思ひます。病院の利益で團債を拂ふといふのが間違ひです。

○二十五番(山田榮治君) 私總體的に民團長に御伺ひしたり私の意見を述べます。先程から民團長の御話のやうに病室が既に當初計劃より五十四減つた現在百五十ベツトで現在の病室と同じ部屋敷になつてしまつた。

○民團長(白井忠三君) 違ふ。

○二十五番(山田榮治君) そういふやうな部屋は今の病室と變らない位しか出来ない一つの事實、それから貴方は此の議場では報告なさいませぬが此の病室が減つた爲に現病院を以てやる病院は二つの病院を持つて二つの病室を持つてゐるといふ御説明でありました。参事會に對して甚ださういふやうなことは御主張と離れることはいふ御説明でありました。参事會に對しては綜合病院の機能を發揮する爲にいけない、こゝろ仰しやるが裏の二百坪余り此の増築を一時しましたらどうかといふ設置案に對してもこれはいけないといはれますが其の裏の二百坪に三階を増したものと新規に建てる病室百五十のと變らない、茲に何を善しんで二百三十萬圓出さなけ

(29)

ればならぬ私等の望んでゐるのは最も要求してゐる総合病院を新築して戴きたい貴方は殊更に居留民を欺瞞してゐる然も建築費に就ても絶対不安はない醫料器械も賄へる如何なる情勢にあつても特別の扱ひを受けまして醫料器械も取寄せる、總べて何等の不安はないといふことをこういふ臨時民會で仰しやるぢやありませんか、然も今日迄五十ペット一千坪減さなければならぬ杜撰な案を以て此の議場に望まれて然も病室は新築したものでして機能を發揮出来ぬ、現公立病院を使はなければならぬといふ實情に達者し醫料器械もこんな豫算では賄へないことは私斷言して置きます、こういふ私が危懼したことが不幸にして當つて居ります（「其の通り」と呼ぶ者あり）誠に私遺憾に思つて居ります、貴方が何時ぞや臨時民會に新聞に何時も議員の策動によつて云々といはれましたが公立病院新築に反對して居りませんか双手を擧げて賛成して居りますが實行に就てもいとはつきりして掛りなさいといつてゐる（「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり）

原案はこんな計畫のものではないはつきりしたものを以て今建言したこと、同様なことを申上げて居ります、こういふ出来ぬものを唯案を通して後はどうにかなるだらうといふ白井式といふ案です、それで次々更正豫算をして特に貴方個人の財政と違ふ、居留民は最初の二線を確認して掛つたら充分研究して居ります、財政の確立といふことを常に計畫にありますが我々は今後の民團の經營に就ては重大な責任を感じて居ります、大陸に對する文化政策、教育施設に對しては毎年政府の補助を仰ぐ或は借入をなす、如何に教育の方針を建て、行くか御同僚心配である然も居留民の懐具合は悲觀する状態になつて居ります

(80)

二百三十萬圓の豫算で五十ペットと仰しやるが僅か二箇月に五十ペットも減るやうな貴方の案が十八年、二年繼續事業で何ペット減りますか商賣も出来ぬやうになりはせんか、そのいふ豫算案を以て臨まれるやういふ新案案に對しては次に上程する建議案に當つて居りますが根本方針を變へて無理をして出来ぬ相談を申上げるから内容に就て我々疑問を持つて居ります、例へば設計監督上の如きやういふもの、内容も貴方は明瞭に説明ござりませぬ、疑念の目を以て見られる感と與へて將來完成が出来るや否や、團債に對してこれが償還が出来るや否やといふ見透しのつかぬものを居留民代表として鶴呑にして承認する譯に行きませぬ、誓つて此の席で申上げて置きます、案に對しては反對の意を表します

○民團長（白井忠三君） 私人田議員に御願ひしますが速記録もありませんから違つたやうな御説明は初めての議員諸君を迷はせることだと思ひます、九十ペット少ないといふことは公立病院と違ふことは明瞭であります、百五十になるといふことは同じやうなものだといふことは一つの議案ではありませぬか、百五十と九十とは明瞭に差があるではありませぬか、菊地議員が御説明になつたやうですが初め三年前に提案した時は公立病院の収入で毎年三萬圓に近い建築費の償還をして居つた現に建つたのは建物會社に年賦金で拂つて居つたやういふ状態から、これから推して行つて病院の病室が増へて行けばこういふ團債を起しても賄へる、營利を目的として建てたものではありませぬやういふ情勢になれば一般會計に迷惑を及ぼさなかつたんだから病院の収入で以て拂ふといふやうなことは無理を強いるものであります、新築は賛成だと仰しや

(81)

るが新築案が出来て（「しつかりした案を」と呼ぶ者あり）しつかりした案です、醫料器械に就てい、加減だと仰しやるが前臨時民會の速記録を御覽なさい説明して居ります、茲に計上した醫料器械だけが新築病院の敷金全部ではない、然し機能を収められる、建築費はこれだけしか買へんが醫料器械は此の儘にして行くので決してありません器械を病院の収入の剰餘金から公立病院に年に十萬乃至六萬の情勢に於て剰餘金が出る今後も一般會計の補助さへあれば醫料から醫料器械を準備整備して行くことも出来る一般會計から補助しても一日も早くよくしやうといふ御説明であつて新築案が杜撰なといふことは私として諒解に苦しむのであります

○十七番志村三三君 只今民團長は過去を例して云々といふことをいはれたから分らぬので其の點に就てなほ口申して置きたい、現在の公立病院があの状態で剰餘金があるからして今度は大きな病院を建ててもあの通り儲かつて行くといふ根本は間違つてゐるといふことはあの初め案の出た時に私申上げて置いた筈です、病院が大きいならばなる程經營費が掛つて到底やつ行けるものではないからして營利的に考へて經營することは考へを改めるといふことをいつた筈であります、なほ案を検討したい將來擴張され此の重大なる病院に對する此の案を見つた總べての點に於て先程山田議員のいはれた通りになつた、研究の足りぬ點が多々あるのみならず本民會に先だつて監督官廳より御話を載せて参りまして監督官廳の御言葉を聞きました私と致しまして現在計畫して居るところの公立病院の案では到底監督官の考へて居られるところの重大な國家的な重要性に對して程遠いところの議案であります、こういふ案では到底監督官の

(82)

御希望に添ふといふことは出来ないのであります、それで私先程の此の建議案に賛成致しましてこれを上程してゐる次第であります、然らばどういふ點に於てこれが私議案がいけないかと申しますと此の儘の此の案を通して經營に移つた際に内容の充實内容の改善といふ點に於ては現在の公立病院の豫算經營費を其の儘を移して行つて將來の大病院の内容の充實したところの病院の經營を考へる根本に於て監督官の御氣持に副ふことは出来ぬ、どうしてこの内容の向上改善といふことに就て莫大な經費を計上しなければならぬ、又それだけの覺悟を以てやらなければ、私經營は出来ぬ、のみならず居留民に對するにせういふことは出来ぬと思ふのであります、それで將來私等監理した場合重大なるところの經營費を考へた場合に此の民團が幾らを一般會計から繰入れる覺悟であるか、又どの位新病院が赤字を出すかといふことは恐らく民團長として見當つくだらうと思ひます、が私監理的にこれを推定するならば莫大な一般會計から經營費を繰入れなければならぬと考へますやうな場合に此の民團の豫算といふものが立つたどうか、これを考へました時に我々民會議員として現在職域奉公の念に燃えてる以上我々は將來の民團といふものを考へ更に此の案を通すといふことは我々は不忠實である（「其の通り」と呼ぶ者あり））さういふ觀念に燃えてゐるのであります、それで一般會計から繰入れるにどの位掛るか分らんといふやうな非常に不安なる状態の儘これを茲で何んでもかんでも監督官の御話もあるし此の情勢上建てることは必要だからといつて遮二無二賛成することは民會議員として考へなければならぬ問題と思ふのであります、山田議員の御話にあつた通り此の問題に就てはさういふものを充分事務當局として検討して居るかどうかといふことを疑ふ

のであります、此の點に就て一應民團長の腹を開きたいと思ひます、私勿論病院を建て然も國家に必要な存在として建つ以上公共團體がこれに對する一般會計の補助といふことを惜しむべきものでなく率先して建てたものに居留民の期待を裏切るあの病院はべら棒に高いといふ態度を持たせるといふことは病院の性質上面白くないと思ひます、こゝにいふ意味から行きましても此の建議案を致しましたところの案によつて病院を建てるのが最も時宜に適し又將來に對して不安のないやり方ではないかと思ひます、此の意味に於きまして建議案を先にこれを上程したらどうかと賛成した譯であります

○四十三番(小澤昇君) 只今迄の各議員の議論を拜聴して居りますと昨年民會に於ける御議論又先五十九次臨時民會に於ける御議論の繰返しに過ぎないのであります、これを繰返ししても終結するところがないと思ひますから討論を終結して第一讀會を終り第二讀會を聞くや否やといふことを裁決して戴きたいと思ひます

○十三番(木下秀良君) 小澤議員から御話がありましたが一寸私はいはして戴きます、先程から民團長の話を聞いて居りますと御尤もな點もあるし御尤もでないところもある、要するにこれは公立病院といふのは當然建てなければならぬものであります、色々居留民の衛生施設として當然建てなければならぬものであるが貴方は公立病院に拘泥し過ぎはせんかどう考へます(「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり)成程此の豫算で皆さんが御賛成であつて建てるといふことは今日も賛成であります、民團長として衛生に對して一貫したる確信がないやいなや唯此の前から公立病院問題ばかり騒いでゐることばかり、あつちばかり騒いでゐる既に我々

が前に決議した療病院の移轉問題、結核療養所の問題、今度新に來た衛生部長も來られて衛生部の確立問題、こゝにいふことは後述にされるんぢやないか其の點をへるのであります、こゝにいふ點をもう少し天津の租界衛生といふことに就て廣く目を持たれて公立病院問題一つ云々して此の春から公立病院問題だけであります、折角の民團に對する衛生施設方面に對しては余り言及されてないのであります、衛生部長が來られて民團長もまだ／＼こゝにいふ方面に手がつかんぢやないかと思ひます、が參事會に聞いて見てもこれから結核療養所の話が出るのか、療病院の移轉問題が出るかと思ふが何にも出ん、衛生部を擴充してどういふふうになつたのか、療院も聞きます、唯公立病院問題にこだわつてゐるんぢやないか、そんなことはないだらうがそのいふふうに見へる、それで成程公立病院を造るといふことも必要でありまして茲で一才御説明出來たら願ひたいんですが結核療養所それから療病院はあの方は着々おやりになつてゐるものであるか、それとも來年度あたり御建になるか、そのいふのを御建になつて平均してやつて貰つたらいいが公立病院問題に金が剩つてアパートを造る公衆食堂を造る色々必要であるけれども民會で決議したものを後述になつたものは、それに對する御確答を御願ひします

○民團長(白井忠三君) 衛生に御熱心なる木下議員に遺憾に存じます、通常民會十六年度の豫算で療病院療養院も傳染病隔離室も總べて上程して居ります、唯遺憾ながら色々な關係で工事は遅れて居ります、療病院、療院の敷地は土台が完成すると建築工事に掛ることは出來ます、決して公立病院ばかり夢中になつて他の設備を放つて居るといふふうな御疑ひがあるならば其

の御疑は釋然として御解き願ひます、衛生部長が御出でになりましたして衛生部の各組織その他數々の點は十二分に充實して居ります、其の現はれと申しますと少し自惚に過ぎるかも知れませんが本年度傳染病患者が非常に少いといふ事實も衛生部組織の私完成になつてゐるものだと思ひます、細菌の權威者九大の眞原博士が御出でになつて指導して下さつた一般公衆の衛生施設に就ては着々進んで居ります、公立病院だけを一生懸命になつてゐる譯ではありません、公立病院同様に居らぬのでございませぬ、その點御安心願ひます

○十三番(木下秀良君) 療病院の敷地は

○民團長(白井忠三君) 埋立します

○十三番(木下秀良君) 來年工事に掛るんですか

○民團長(白井忠三君) 敷地の買収も御聞だつたと思ひます、最初豫定したところはどうしても支那人が反對で買へません後側を買収しまして本年埋立を略々終るころであります、唯そのいふ譯で早くに建物に掛ることの困難から結核ではありませぬコレラ病棟の方は今年中に出來上ります療病院、療養院本館は今年度迄に建上ります

○副議長(龜澤省朝君) 大體論旨も盡きたやうでありますから第二讀會に入りたいと思ひます

○十三番(木下秀良君) 公立療院の一般會計から出すやうなことになつた場合結核療養所は差支へないですか

○民團長(白井忠三君) ありません

○副議長(龜澤省朝君) 大體論旨も盡きたやうでありますから第二讀會に入りたいと思ひますが如何ですか(「賛成」と呼ぶ者あり)では第一讀會に入りませぬ

(發言を求むる者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 修正案ですか、一般討論は打切りですから

○四十二番(古田治四郎君) 最初から本案は賛成であります、唯、今迄の御説明で不十分で皆満足し得ないと思ふことは、不足したならば一般會計から補填するといふことで段々我々は遺憾に思ふのであります、民會を通過してゐるならば又其の他に通過したもので完成しないものが幾つもあります、何時も後から出て公立療院が先になるがどういふ形勢でござんたかと思ひます、が第一心配してゐるのは建築費用が高くなつて此の時勢で止むを得ないが醫療器械に就ても勿論充分でないから其の場合には又一般會計から繰入れても建てるといふが建てたものが内容が充實して居らなかつたといふ議論が出たんだと思ひます、これは民團長此の際本案に賛成しましたならば必ず通過するこゝにいふ不安な人もあります、が我々も不安であります、質問する毎に時勢が變れば方針が變るといふことであります、確たる内容の充實なり方針を御決めになつて第二讀會に移してこれを可決されんことを希望致します

○副議長(龜澤省朝君) 既に第二讀會に入つて居りますから如何ですか「修正案ではないですか希望ですか(「休憩にしたらどうですか」「第三讀會に入つたら如何ですか」「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり)

(87)

○副議長(龜澤省朝君) では第三讀會に入ります、今迄御論旨はいひ盡されたと思ひますが此の原案に就きまして大體の可否に就て決を採りたいと思ひます(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) それでは其の方法と致しまして原案に對しまして全般的に不賛成の方はどうぞ御起立願ひます(「意味が分りません」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 原案に對して不賛成の方は御起立願ひます(「修正案を持つてゐる」「休憩したら」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 既に第三讀會に入つたんですから(「修正案は再び上程してくれませんか」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 勿論です、建議案は勿論上程します、原案に對しまして可否を起立によつてとりたいと思ひます

○十二番(勝田重直君) 徹底しない、裁決する前に建議案が出てゐる、次まで建議案が出る迄保留して貰ふのが當然ぢやないか(「議長權暴だ」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 修正意見は第二讀會で提出願ひたいといふことを御注意申上げなれるべく皆さんの御意見を伺ひたい爲に出来るだけ第一讀會を延ばして居つたんですが第二讀會で修正意見がないから第三讀會に(「其の通り」と呼ぶ者あり)移すことを議場に問ふた譯です、大部分賛成ですから可否を起立によつて御訊ねしては可い(「その間原案を延ばしてはつきりされたら」と呼ぶ者あり「喧嘩」)

○副議長(龜澤省朝君) 建議案に對しては此の次に上程するやうに最初に明瞭に御語りしてあ

(88)

る筈です(「左様」と呼ぶ者あり)

○十二番(勝田重直君) もし茲で採決されることであるならば修正案を以て對抗しなくちやならんことになりませう

○副議長(龜澤省朝君) どうも困るですね

○十二番(勝田重直君) 建議案を上程されるのが議場の順序ぢやないかと思ひますが

○副議長(龜澤省朝君) それでは發言者の意味を尊重しまして第三讀會に入るべきや否やといふことを皆さんにもう一過はつきり御語りしたいと思ひます(「それはいかん、決まつてゐる」)

○副議長(龜澤省朝君) 第三讀會に入つたことは決まつたぢやないか、さういふことをしてはいかん、建議案はこれが済んでから」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 此の次に上程します、議場の圓滿なる進行を圖る爲にもう一過第三讀會に入るべきや否やといふことを御訊ねしたいと思ひます(「第三讀會に入つてはぢやないか」「第三讀會に入ることに賛成」「第三讀會賛成」「はつきり入つてはぢやないか」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 議場の圓滿なる進行を圖るといふことです(「休憩したらどうですか」「進行々々」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) そうするに三讀會に入る人多数と認めますが差支へありませんか(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) それでは最初の通り三讀會に入つて全體に對する賛否を起立に問ひたいと思ひます(「分らんね」と呼ぶ者あり)

(39)

○副議長(龜澤省朝君) 既に第二讀會を打切つた譯です、三讀會に入つた譯です、原案に對する可否を起立に問ひたいと思ひます、本案に對しまして不賛成の方は御起立願ひます(「一部ですか」と呼ぶ者あり) 全部に對して(「喧嘩」)(「一部訂正したら賛成する」と呼ぶ者あり)それは議事規則によりまして修正案は第二讀會に提出する筈なんです、第二讀會を経過して第三讀會に入つたんですから全體に對する(「喧嘩」)(「困るぢやないか」と呼ぶ者あり)

○十二番(勝田重直君) 議事規則によつて進行したいと思ひます(「其の通り」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 不賛成の方は御起立によつて御意志を御表明願ひたいと思ひます(「皆んな賛成だけや」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 起立がなければ全會一致賛成と認めます(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 異議がなければ満場一致で可決したいと思ひます(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) それでは此の案は満場一致可決確定したものと認めます(「拍手」「反對します」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) それでは暫く休憩致します、十分間休憩致します

○午後五時五分休憩

○午後五時二十五分再開

(40)

○副議長(龜澤省朝君) では續いてこれより開會致します、次の日程は先程の綜合病院新設を望むといふ建議案でございますが一寸其の前に御語りしたいんですが、實は丁度民團長が官殿下が本日御着きになるんで其の伺候式がござりますので五時半から缺席して暫く席に居ない譯ですがそれでも差支へなかつたら此の建議案を此の儘上程致しますし、民團長が聞いて居つた方がいゝといふ御意志であつたならば更に日程を変更しまして差繰してもよいかと存じます(「長い間掛りますか」と呼ぶ者あり)

○民團長(白井忠三君) 副議長へ一時間半位

○副議長(龜澤省朝君) 一時間半位ださうです

○副議長(龜澤省朝君) 民團長不在の儘上程しませうか(「居つて貰ふ方がいゝがね」「それぢや後廻しでいゝぢやないか」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 後の議案は一時間では済まんではせう其の間に夕食もしたゝめなくちやならんといふことになりませう、それでは此の儘(「進行しやう」と呼ぶ者あり)

此の建議案を此の儘皆さんの御意志であるならば此の儘本議案を日程第六として上程致します提案者から其の理由に就いて御説明願ひます

日程第六 議案第八十九號 公立病院ヲ綜合病院ヲラシムル件

○十二番(勝田重直君) 本議案は先程書記から讀み上げた通りなんで讀み上げることは當然し建議案ですからもう一度朗讀することを許して戴きます

建議案

時勢ノ急激ナル進展ト天津ノ現狀ニ鑑ミ北支ニ於ケル大都市トシテ完備セル綜合病院ノ新設ヲ望ム

理由 曩ニ民國立病院ノ新築ヲ決議シタルモ事案ノ内容到底現下時勢ノ推移ニ適應スルコト至難トスルニ到レリ、即チ今ヤ一地方ノミニ觀點ニ基テ之カ計劃ヲ實施スルハ徒ラニ彌縫ヲテ財政ノ確立ヲ妨ケ傍ラ一億一心國策ニ顧應スル所以ニ在ラザルヲ痛感ス

右建議ス 此の希望を自力を以て達成せしやうとすれば無理を招来する恐れが充分にあることが推察出来るのであります、先程も一般會計から足りなければ繰入れるといふ御説でありましたが一般會計から繰入れる限度があります、教育費共の方面も極めて必要なものと思ふ、天津を思へば何人も不安を感じざるを得ないものと思ひます、居留民が不安を感じないといふ人はないだらうと信ずるのであります、要求が既にかくの如く國家的なものであるとすれば各地方の何れかの部

(42)

(41)

(44)

(43)

門これは立入り過ぎるかも知れませんが元外務省に屬してゐる文化事業といふものに就ては勿論民團長も薄々當つて見られたらうと思はれるがもし當つて居られないとすれば大變これは粗漏な譯だと考へます、其の他社団法人で出来て居ります各公設の病院つまり團體化した大變有力なものが赤十字病院とか或は同仁會とか済生會だとか、といふ方面に多くあるやうに思ひます、これらの組織そのものに就ては到底茲で論議する譯に行きませんがそれらの援助を得る技能的に援助を智力の點にも援助を得財政的にも得たとすれば援助を得る望みのないことは決してないと思ひます、でありますからして事態かくなる以上は國庫の補助を請願するも止むを得ないことではないかと思ふのであります、赤十字支部とか同仁會に協力を求める方法もあるでありますから北支の大都市の殊に日華文化提携の基地であり臨戰基地でありますことを思ひますならば大商社といはず日華人の零碎な淨財を募ることも強ち不能ではないと考るのであります、眞に協力一致して此の大事業を完遂すべきだと思ふのであります、要は民團のみの資力だとか智力財力を以て致しませず權威の智能を技能を求め財力を求め廣く協力してする機能をとりのが至當だと考へるのであります、然も達成の時期はなるべく速に病院の規模構成に至りましては經營主體の權能は一任しそして民團はこれに絕對に努力を與へて以て協力完成を圖らんとする趣旨なのであります、宜しく御審議の上どうか此の案に御賛成願ひたいと思ふのであります、細目に互りまして私の貧弱な智識の上から細目に互りまして御答へ致しますて宜しいと思ひます、然しながら何分病院經營といふことに就きましては素人でござりますから此の説明した範圍に於て疑問がありましたらば御訊ね願ひたいと思ひます(拍手)

○二十五番(山田榮治君) 私勝田議員の御提案に滿腔の賛意を表するものであります、かねて公立病院案が參事會に上程されました時も參事會の席に上程されましたから常に赤十字病院の如き大規模な強力な病院を建て、行きたいといふことを希望したのであります、が不幸事務當局がどうしても聞き入れない此の案を固執して其の方に眼を注がなかつた、又土地の使命と申しますか臨戰地帯として我々天津居留民のみならず國家的に最も完備した病院が茲に必要であるといふことは何人も議論の余地がないと存するのであります、かゝるが故に私かつての案が上程される毎に國家的使命を持つた病院を新設されることを建言したのであります、が民團當局はどうしてもこれを入れられない爲に一年有餘に亘つて紛糾に紛糾を重ねて先程やつと可決されたやうな誠に賛成に就ては難産でありまして同じ其の通過と致してもあゝいふ通過の仕方をするとは誠に遺憾に考へる次第であります、先の案でも申上げましたやうに財政的に私事務當局と根本に見解を異にしてゐるのであります、何は措いても私さういふものが先刻も申上げたと思ひます、が將來天津がなまなかなければならぬ教育政策といふものはまだ、義務教育も中等教育も將來專門教育も果して民團の財政で賄へるや否やといふことに多分の疑問を持つて居ります、現在一千萬圓に近い歳費を以て更に教育團債を毎年起す、或は此の超非常時に補助金の貸下げを仰がなければならぬといふやうな今日に教育の方面に財的窮乏をつけて居ります、茲に民團が何等の將來の見透しもつかん臨時費にどれだけ掛るか經營費が掛るか見透しのつかん病院を民團の財政を以て賄つて行くといふことは無謀といひませうか將來甚だ悲しむべき現象をなすものと確信して居ります、それは現公立病院機構を御覽になれば分ります、將

(45)

來を考へるには過去を顧り見れば分ると思ひますが、やつと今日若干の黒字が現はれて居ります。まだ現公立病院の十五萬圓の新築費用さへ支拂ひが出来なくて遂此の間臨時民會に剩餘金を以て拂つたのであります。今日迄如何に苦しんだか如何に、經營した民團當局は充分私説明する迄もなく病院經營が如何に困難であるか御分りになつてゐる筈であります。民團長どういふ御考へか知りませんが一切我々の建言に對して耳を聳さず唯無公立病院新築の態度に出られるが重ねて私申し上げ置きます。將來財政的に本病院が窮地に陥る其の時何人が其の責任を負ふかどういふ點に就て私決定された案に對して愚痴に過ぎませんが誠に寒心に堪へません重ねて茲に御注意して置く次第であります。こういふ見地から居留民の財力方面は益々今後窮乏を告げることと思ひます。反對に教育施設はこれも土地の使命と申しますか他の民團とは違ふ意味に於て義務教育以外に總ゆる施設をして行かなければならぬ色々な責任を持つ天津であります。そのいふ際に居留民が果して其の負擔に堪へ得るや否やどういふ點を甚だ存じます。故に茲に民團立といふやうな小規模なものでなく廣く日支人から淨財を集めて或は他の地方から志ある人の寄進を待つて赤十字の如く同仁會の如きやういふやうな組織にしまして病院を經營しますならば民團の財政は唯教育一本で進んで何等不安を感じなくて民團の財政は確立して行くと思ひます。民團の單に民團立といふ病院でなく特殊病院費診療所結核療養所といふやうなものも民團に於て當然やらなければなりませんから其の方を民團がやりまして土地の持つ使命を最も立派な完備した病院を備へ民團のやうな弱體なものが經營者であつては其の目的を達成しないのであります。こういふことに今日の事實を御覽になれば分るのであります。民團

(46)

立なるが故に院長初め職員各位の方もそういふことを申し上げると失禮な言葉かしらんが權威ある人が来て下さらないと思ひます。これが赤十字病院とか同仁會病院であるとなれば本當に天津に行つて人の信頼出来るお醫者さんが来て下さる。入物を如何に立派にしましても事業をやつて下さるお醫者さんが、實體が立派でなかつたならば病院が如何にあつても意義をなさない、建物を廣げて居つても店舗を廣げて居つても本當に立派なお醫者が来て下さつたらば私充分に完備した施設にして建物を立派にする、民團當局と私意見を異にしてゐることの見地から將來の出来ません、財的方面から考へまして私以上話しましたやうに天津居留民團といふふうな小さい範圍のものでなく東亞共榮圏の力を各方面に負擔して戴いて充分將來に就て營利を目的とするやうな下らない病院でなく本當の病院が出来得ると思ひます。私勝田議員の御提案に對して満腔の賛意を表しこれが實現の一日も速かならんことを希望してやまない次第です。

○四十三番(小澤昇君) 提案者に御訊ね申上げます。茲に赤十字及同仁會病院の經營趣旨を取入れ適格にして強力なる機關の經營すると思ひますが、これはどういふことか………

○十二番(勝田重直君) 私の考へは同仁會とか赤十字病院とかいふところの經營者、要するにあつたの理事なりそいつたものと深く相談しそれらの意見を充分取入れてそれらの援助を得るやういふのでございぬます。

○四十三番(小澤昇君) 建議案の目的でございぬますか何處にあるんですか、民會としてこれに對して主體が援助してくれといふ意志を………

(47)

○十二番(勝田重直君) 推進力になる責任のある、具體的に申上げるならば今迄此の經費を仰ぎまして經營も御許しが得られるならば其の方へ一緒に合併してなほ一般會計から出来るだけの範圍に協力を與へても決して不安を感じない程度に最大限を一般會計でもし足りない場合に出すといふ方法を講じて行くといふことになるのです。

○四十三番(小澤昇君) 議長一問一答を御許し願ひます。民會と致しまして一般會計から出すとして主體は何であるか主體がどういふものである、どういふ病院を建つやう促進するんだ、民會はそれに対して協力しやうといふ決議せよといふ建議案でございぬますか、其の點はつきり

○十二番(勝田重直君) 其の點が御説明申上げたやうに實際推進力になる爲に責任を以て………

○四十三番(小澤昇君) そうしますと民會は、建議案を御出しになつた趣旨は民會に對してどういふ決議をするといふことを決めればいふ譯ですか、御趣旨は賛成し得ると思ひますが民會に御出しになつた趣旨は、民會に對して何をせよといふ目的が一寸はつきりしないんですか其の點から

○十二番(勝田重直君) そういふ疑問が起きますでせうが新設は民團が責任を以てやる

○四十三番(小澤昇君) 民團がどういふものを作るといふことになる

○十二番(勝田重直君) そうです

○四十三番(小澤昇君) 赤十字、同仁會のやうなものを民團が主體となつて造れといふことですか

○十二番(勝田重直君) そうです、今申上げた主體で經營そのものは他に一任せよといふことか

(48)

いふんです

○四十三番(小澤昇君) はつきりせんと思ひます

○十二番(勝田重直君) 建て、後は民團の經營では不適當だと思ひます

○四十三番(小澤昇君) 建て、後は民團が建てるんですか、民會に決をとる上に不便と思ひますか

○十二番(勝田重直君) 無理だかも分りません

○四十三番(小澤昇君) 書方がこれだと、趣旨は分りますが、主體となることを猶ほやうですが、立派なものが十年先は絶対必要の時期が来ると思ひますから私に致しまして是非に御趣旨に御賛成申上げますが民會に對するどうせよといふ話がつきりしないと思ひますので質問したのであります。そうしますと書方の説明はつきりして戴いて民會に於て將來天津居留民團に於て將來どういふものを作るんだ、其のことを決議せよといふことになりませう

○十二番(勝田重直君) そうです

○四十三番(小澤昇君) それをはつきり茲に………

○十二番(勝田重直君) それ迄の過程に、はつきりさせる過程をとつた譯です

○四十三番(小澤昇君) 民會がそれに對してどういふ具合にしたらいふか決議のとりやうがな

○十二番(勝田重直君) 唯決議をとるんでなくて………

○四十三番(小澤昇君) 決議案を作つて置くといふならばいふぢやないでせうか、賛成するが

(50)

(49)

そのいつた事業は近き将来か遠き将来か知りませんが、そのいつた時造るんぢやないか、唯これだけや決議のしやうがないと思ひます、其の點提案者の御考慮を願ひたいと思ひます

○十二番(勝田重直君) 要するに民團でこゝろいふ趣旨の新設案を出せといふ決議案なんです、こちらから案そのものを樹てる暇がない、民團から立案して出せといふ趣旨なんです

○四十三番(小澤昇君) そうすると建議案そのものが具合が悪いでせう

○二十五番(山田榮治君) これではいゝと思ひますが、修正されても要するに民團に意志表示をする譯です、民會としてこゝろいふものを望んでゐる、事務當局が此の趣旨に基いた案を提案し其の方と交渉を初める、民會は意志表示をするだけでせう

○四十三番(小澤昇君) それから委員が將來具體案を作らうといふことを決議する譯です

○二十五番(山田榮治君) 茲では民會の豫算なんかも出来ん、民會がこゝろいふものを望んでゐる意志を表示する、そうでなければ具體的に案を作れない

○四十三番(小澤昇君) そうすると勝田議員の説明でいゝんですが意志表示をせよといふことに……

○十二番(勝田重直君) そうです

○四十三番(小澤昇君) 意志表示してその賛成を認めればいゝ譯です

○五十番(永瀬三吾君) もう一つ提案者に質問致しますが赤十字、同仁會の趣旨といふものを簡單でよろしいですが説明して戴きたい

○十二番(勝田重直君) 趣旨は國家的觀念に基いた要するに一地方の病院と違つた特色がある

病院といふ以外に私として一々經營、其の他の具體的な細目に亘つた方法、機構といふやうなものは素人ですから何にも分つて居りません、然し地方の病院でなく見解を廣く持つて赤十字とか同仁會といふやうな經營を以て大概我々が其の目的を推察するのに總べて地方的でなく國家的觀念から總べてが出發されてるやうに思ふのであります

○五十番(永瀬三吾君) 觀念でなく具體的に赤十字と同仁會と色々違つたものがあると思ひますが素人考へで推測するんですが其の點の説明はつきり

○十二番(勝田重直君) 其の細部に亘つた説明は困難です

○五十番(永瀬三吾君) 曖昧な建議案だと思ひますが赤十字と同仁會の趣旨をとり入れる(二)方法でいゝぢやないかと呼ぶ者あり

○十七番(志村正三君) 今永瀬君から皮肉な質問を提案者にしてるやうですが要するに赤十字病院同仁會病院といふやうな趣旨をとり入れるといふことは一面に於ては公法上であつて然も所謂仁術をする病院であるといふ點に於て觀念の字句に捉はれる必要はないと思ひます、で私此の提案者に對して賛成者の一人で答辯致しましたので病院の經營が現在の公立病院經營の形で民團に總べて引渡つて行くといふことは將來の病院發展に於て非常な沮害となるのみならず監督官がいはれた御意志に對しても我々として何處迄も其の御意志を尊重して病院の將來といふものを考慮して茲に綜合病院の新設を自論んで必要があるといふことを痛感して監督官の御話を承つた直後に於てこゝろいふ建議案を以て民會に望むことを我々居留民として最も忠實なる處置であるといふふうに考へ偶々勝田氏から此の提案の話があつたので双手を上げて賛成した次第であります

(52)

(51)

其の根本精神に於てどういふところが先づ此の非常時局に於てこゝろいふた赤十字病院同仁會病院の現狀は正に一營利的病院のやり方に過ぎない、少くも現地に於ける必要性に應じた根本を合へで居らない、ところが赤十字、同仁會病院式のものにする、看護婦の養成も出来る、又一面に於ては此の異つたところの地區であるところの、特殊地域に於ける病人の華人の家庭看護婦といつたもの、養成も出来る、こゝろいふたことは現地に於て病人の治療といふことに就て看護者の必要といふことに特に叫ばれてゐるのであります、我々醫師も何にもないところの看護者が看護してゐる、患者には頗る不満足な看護をしてゐる、我々醫師の立場から申しても誠に心配しつゝこれらの看護處置を見てゐるやうな情勢であります、看護人の養成といふことは一般に要望されてゐるのであります、もう一つは華人の衛生状態こゝろいふたものも非常に幼稚であつて衛生思想を向上させなければならぬ、我々先進國の人間としてこれらの衛生思想を向上してやうといふ老婆心を以て居ります、これの華人の家庭に衛生思想を持つたところのものを入れてやるそれにはどうしても華人の家庭看護婦式のものを作成して日本醫學の風範をこれらの者からして一般の華人に教へる導いてやるといふことも非常に必要なことである、又こゝろいふ機關の必要を痛感してゐるのであります、こゝろいふやうな意味から行きましたも此の赤十字病院式のもの、設立を要望するのみならず先程も山田議員からも御話がありました公立病院といふのと赤十字病院をばつと聞いた時の觀念が非常に違ふ、病院の院長、醫長を迎へる場合これは赤十字病院の醫長になつて行くのと民團公立病院の院長になつて行くといふ點に於てはこの自分の身分といふ上に感じが違ふんであります、又第三者から見て赤十字病院に榮轉すると考へるこゝろいふ點から行きますともいゝ醫者を得るといふ點に非常なる利益がある、同時に物質的な觀念から行きますとも赤十字病院へ行くのならば月給が高くなつても名譽に甘んじて辛抱し得るものですが、民團立だと同じ格式の醫者でも給料を余計くれないといふ觀念が起る將來の經營に其の點に於て差があるのであります、それと一つは患者の方の側から申しても赤十字病院で見ても貴いといふのは觀念的に有利であります、觀念的に一つは赤十字式のものにした方が有利である、もう一つは將來の經營をする上に民團が直接經營するといふことは先程申し上げました通りにどれだけ補充しなければならぬか分らんといふ非常に不安があるのであります、

先づ第一に團債の償還それから經營した内容の充實が立派な醫者を入れなければならぬ經營費が非常に掛る、莫大な經營費を捻出するとか一般會計からして補助しなければ病院の經營は出来ぬ其の費用なるやどの位掛るか分らん、然も年々によつて其處に差があるといふことに於ては民團の財政確立の上でも不便が多いのであります、でありますからどうしても引離した形にして經營させて民團と致しまして團債の分だけ民團として年に一般會計から補充するといふ程度の補充して後の足らんところは其の社団法人になりますか財團になりますか社団法人に於て賄つて行く、或時は寄附もよろしいでせうし寄附する人も民團に寄附するのと赤十字病院に寄附するのと寄附するものも赤十字に寄附するこれも觀念的であるが赤十字は一千圓以上

(53)

寄附すると終身會員とて證書も貰へる、寄附する立場の人を考へますに寄附させやう、色々の點に於て將來の經營發展といふ上に於てこれを赤十字病院式にする赤十字病院式の綜合病院を新設するといふことに我々が着意する必要があると思ひます

偶々本日茲に公立病院豫算案を提出するに方つて我々こういつたやうな觀念を持つてゐる以上公立病院豫算を此の儘通して終つて後になつてどういふふうにするにしようかとあつては民會として申譯ない次第でありますので、豫め此の問題を討議して我々益々公立病院の將來民團の將來こういふものを思ひ合して居留民が將來の痛となるところの龐大な借金を茲に背負ふことを豫め豫想しながらこういつたやうな綜合病院を新設することを我々は決意して茲に公立病院の未だ出來ない出來掛らんとする公立病院新築、これを結びつけてうまく運用して居留民の希望もこれによつて満足させ此の希望を裏切らないやうなことを我々して行くといふことが我々として眞面目な考へぢやないかと思ひます、こういふ意味に於て私賛成した次第であります、皆さんもどうぞ私思つてゐることも申し上げたいことも澤山ござりますが大體に於て御分り存じます、私賛成の言葉をとりますがどうぞこういふふうな氣持を以ちまして民團の將來居留民全般の幸福の爲に色々の行掛りを總べて捨て、民團の事務當局も居留民も民會議員も總べてが從來の行掛りを捨て、將來どうしてもこうせなければならぬといふ信念に燃えるならば此の案を満場一致賛成して從來の處置をすつかり強化して監督官廳の御意志に副ふ、又國家の此の重大な時局に對する我々民會議員としての職域奉公の一端を盡くしたいと思ひます

(54)

○十六番(菊地新一君) 私此の議案の賛成者の一員として日頃抱懐する私の意志を茲で發表させて戴きたいと思ふのであります、此の趣旨に就て赤十字或は同仁會病院といふやうな性質に就て五十嵐山田氏方面から色々説明になりましたけれどもどういふふうな財團法人又社団法人の病院を建てなければならぬ、此の文化施設の醫療機關として現在仲々建難いといふことにならんかといふ先程永瀬議員の御質問がありました、永瀬議員の御懸念を以て實は大體醫療機關の經營といふことを一々こういふ民會に掛けて民會のうるさいといふことは失禮な言葉かも知れませんが監視の下にやるといふことは御迷惑だと思ひます、一切私も經營に携つてゐる關係上當局の豫算なんか對してもなるべく遠慮してゐるんですが遠慮なく申せば相當突込んで申上げたいことがあります、其の立場々々によりまして又病院經營の方針によりまして違ふことでもありますが一々一寸したことを民會の監視を受けなくちやならん自由を脱却して民團から切離した赤十字病院同仁會といふふうな財團法人が社団法人が知りませんがどういふ獨立した統一した機關に公立病院を委任させたならば現在より以上の完全な運用が出来はせんか、どういふ觀念で私賛成した一人であります、又どういふふうな機關を造るといふことに致しまして現在の團體の公立病院といふことは規模がまだく小さいぢやないかと思ふのであります、偶々先程通りました豫算に結びつけてもつと完備した完全な病院の下に公立病院を設立したいといふ意志があつたのであります、前豫算によりまして今後此の豫算の實行で先程民團長が御話なさつた通り五十何室入院室が足りないの豫算では建設出來ない、どういふ状態である新病院と更に彌島橋の現公立病院を共に使ふ、使はなければならぬ、外來だけに、一方は入院

(55)

だけにするといふことであれば其の間に於て醫療設備人件費といふ龐大な人件費其の他を要するのであります、現在の豫算なんかでは建設出來ないと思ひます、でありますから私大乗的見地から考へてもつと、強力な基礎の下に完全な病院の下に完全なところの前申した通り例を申上げる赤十字病院式のもの建設されたならば居留民日華人の浴するところの醫療報國は此の上ないと思ふのであります、赤十字病院の使命に就きましても赤十字病院といふことも出來ましたら領事館當局からの御話しもありまして此の臨戦地區に臨んでゐる天津に於て或方面から患者の收容を依頼された場合に或る程度迄の準備をもつといふことも當然必要ぢやないかと思ふのであります、でありますから今後公立病院擴張といふことに就ては豫算も必要と思ひますがこれを先程具體的なことは私直ぐに持合せはありますがどういつた精神に基き民團事務當局は御考へに今後公立病院の經營といふことに就ては赤十字病院といふやうな組織を取入れて内容の完備する充實するといふふうにして戴きたい、どういふふうなことで私も賛成したのであります

○五十番(永瀬三君) 社団法人といふ大きなそれに対する見透しでもありませんか、これだけの僅かな公立病院がこれだけの難産をしてゐるのにそれ以上の龐大な豫算が社団法人財團法人といふ見透しがあるのですか、提案者に御伺ひしたい、赤十字病院といふ名前がでありますので赤十字病院が果して財團であるものが海外に向つて病院を出すものかどうか専門の御説明を願ひたいと思ひます、どういふことに就きまして

○十七番(志村正三君) 日本赤十字といふものが果して天津に出來るかといふことを私當つて

(56)

見ませんが、滿洲國の新京にもそれから哈爾濱にも赤十字が出來て居ります、此の北支といふ臨戦地區は滿洲國と同じものとはいひ兼ねませんが私の觀念ですが滿洲國と同じ特殊性を持つものかと考へるのであります、これに就てはつきり赤十字病院を茲に持つて來るといふことが此の點にない筈であります、赤十字なんとかと違つてゐるものであります、私こういふものは必ず出來得るといふ確信を持つて居ります、今日迄屢々民團長にこういふふうなことにしたらどうかといふことをいつて居ります、何んでもかんでも新築しなければ承知せんといふことが何か異い關係があるんぢやないかと色々調べて見て居りますが、經濟的にしつかりした點もありません實は想像もなきにしもあらず、こういつたやうな公立病院といふ名前そのものを茲に常に民團當事者がこれを保持するといふ點に就ては私頗る不満であります、こういつた考へで行くならば病院の新設は出來て居らんぢやないかといふ感じであります、それは民團長が意氣地になる又民會議員の我々も何時も意氣地になる、こういつたやうな形で今日迄延々になつて來たと考へてゐるのであります、今日迄の感情をさつぱり捨てるといふものであります、民團長にも悪いところがある、又我々としても悪いところがある、今迄の行掛り上やむを得なかつた、何時迄も悪い行掛りを此の機會に協力一致眞に必要なところの病院であるといふことが分つた以上協力しなければならぬが、然しながら民團の當事者が考へてるやうな此の案で行つたんで我々としてどうしても賛成出來ない點がある、それだからしてどういふふうにして改めようかといふ希望が此の綜合病院新設といふことが一つの建議案になつて現はれてゐるのであります、これは決して新病院に對する我々が反對の爲にこういふふうな建議案を出し

(58)

(57)

たんでなくてより以上の立派な病院を建て、居留民の希望に副ふ監督官の意志を尊重したいといふ氣持があるのであります、此の赤十字病院が直に茲に日本赤十字病院といふものが茲に看板を掛けて出来るかこれに類した病院を造るといふことは難しいことではないと思ひます

○四十三番(小澤昇君) 今迄の提案者並に賛成者の御議論で其の議案の趣旨そのものは諒解されたことと思ひます、それで趣旨にはどなたも御賛成であらうと思ひますから、御賛成でない方もあるかも知れませんが、議論は終結されて戴いてこれに對して決をとりて戴いたら如何か民會としては此の建議案の最後であります綜合病院の新設を望むといふことを決議すればいいやうに提案者の方ではいゝやうに仰しやつてゐます、決議をして將來民團當局に對してどういつたものを作る案を樹てゝくれそういつたものを促進する運動をしるといふ意味に伺つて居ります、其の先ことは果して出来るか出来ぬかといふことは時局の變轉と共に將來のことには豫測出来ないものであります、此の決議案其のものに對する決議は出来るんぢやないかと思ひます、ですから既に議論も盡きたと思ひますので決をとつて戴きたいと思ひます

○助役(宮家壽壽君) 此の議案は要するに青島、濟南、北京に同仁會があります、天津にも努力すべしといふ御意志のやうに思ひますが、それは私に提案者と致しまして先程御説明申上げ民團當局、事務當局に説明の中でどういふ建議案があるんだ、民團當局としてどういふ考へを持たなければならぬといふことを述べたつもりですが、なほ更に私から其の點を申上げますと此の案が通りましたら建議案が通過したならば民團は速に本建築案の理由に基き設計を畫

を樹てゝこれを民會に提案することを要する趣旨だと申して述べて置きました、どうぞ其の點誤解なく先程の小澤議員の御質問に對しても無論此の趣旨に於ては貴方の御考へともつとも變らないんです、唯時期と計畫の立方といふやうな點に就きましては、どういふ建議案を出しました以上、それが通過しました以上、それに向つて民團事務當局が極めて忠實でなければならぬと思ふのであります、假にも一時の怡安を許さないといふことを御承知置き願はなければならぬと思ふのであります

○二十四番(鹽谷信治君) 今提案者なる勝田さんの話に此の建議案が通つたならば民團はそれ忠實に行かなければならぬとの御言葉がありました、で私此の議案の趣旨には大體に於て賛成であります、然しながら茲に先程から賛成者諸君の話をお聞きすると何らか此の議案が通る先程通りました公立病院新築案といふものに影響を及ぼす懸念があるものであります、もしそれが通る爲に新築案が制限されるといふことであれば此の趣旨に賛成でも賛意を表する各は出来ません、それで今勝田さんも民團が忠實であれといふことは先程當局から話があつたが各地に同仁病院がある公立病院を遂行して更に此の同仁病院のやうなものを此處に建てるやうにせよといふ趣旨からこれに賛意を表するのであります、これを建議案が通つた爲に先程の公立病院新築案といふものが制限されるといふことであるならば遺憾ながら賛意を表し兼ねるのであります、それらをはつきり

○四十番(石田芳雄君) 勝田議員の御説明の如きとすれば甚だ重大であります、これは此の民會の席上でこれを我々が審議決議することは、審議して戴く迄は充分に我々に考へさせて戴きま

(59)

(60)

して次の民會迄に我々御趣旨の點は賛成の點もあるし鹽谷議員は此の決議を先に決議しまして公立病院が削られる恐れがあるといふ點も此の點を充分に研究したい、これは一應撤回願つて次の民會に提出願ふといふことにしたい、如何でせう

○十七番(志村三三君) 色々言葉尻にとらはれて眞意を解せずして言葉尻のみにとらはれてゐることは甚だ遺憾であります、我々居留民團を代表してゐるものとしてどういつたやうな意味に於て言葉尻によつて云々といふことは控へるといふことがいゝんぢやないかと思ひます、先程の助役のいはれたことも甚だ私言葉尻にとらはれ過ぎてゐるんぢやないかと思ひます、そういふことを反問されるから質問が出る、同仁醫院の趣旨で設立するといふことは取りも直さずこれを二つのものを直に設立するといふことはこれは直に必要でない、公立病院が出来るとは茲で豫算が通過したんだからこれを如何に運用して此の規模を取入れるかといふことに頭をそゝいで戴くがよろしいと思ひます(「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり) そういふ觀念で持つて戴けば今の鹽谷君のいつたやうなことはいへない筈であります、私等出来るだけ茲にそういつた言葉尻とか何とかお互ひの感情にとらはれずして茲に必要に迫つたところの病院の將來、最も有効に最も居留民の福祉に副ふやうにこれを組立て、行く取持つて行くといふ點に我々民會議員及び事務當局の觀念が茲に一致すると思ひます、一致したならば反問もないと思ひます、其の考へで建議案に對して私協賛を願ひたいと思ひます

○四十番(石田芳雄君) 先程から赤十字病院同仁醫院の趣旨を取入れてなるべく其の方面に連絡をとつてやるとか同仁會病院にするとかいふ話がありました、北支に赤十字を持つて來れ

ないことになつて居りますので將來赤十字病院にするといふことで先に可決しました公立病院を我々は立派に育て、行く將來我々の運動によつて赤十字が北支に出てくれるといふ場合立派に引渡すといふことにして先に公立病院をより立派にする、施設を最初から非常に立派にするといふことは困難でありますので、角我々可決したから病院を立派にして御趣旨により赤十字なりに譲ることにして、其の腕に御引渡すことにする方がよくないかと思ひます、で此の提案趣旨もよく分りました我々も賛成致しますが、一應御撤回願ひたいと思ふのであります

○十二番(勝田重直君) 趣旨に於て多少の疑問もありません、大體に於て御賛成と思ふだけの御賛成を戴いた譯なんです、然し撤回と申しても趣旨に於て御賛成であるならば民團當局でも無論これに期限を附してある譯でもない譯ですから充分無研究されて後、我々の趣旨から行けば何れは今可決された病院を撤回せしめる迄行けば大概我々の理想と合致するのであります、然しながら石田議員が先程申述べられたやうに先に無論決議されましたものは進んで行く譯なんです、それを後から此の文案の趣旨のやうな具合に造りなほして終ふといふことは非常な困難が伴ふのであります、初めから其の趣旨で持つて戴けば結構なことではないと思ひます、然し此の私の文章から行きますと初めから出發點から選つて掛つてそれにつまり今迄の決議された案の病院を撤回せしめて行くといふ具合にするので二つ建てるんでなくてそれが我々の本心なんです、今石田議員の御説に私は一面の解釋のやうに考へられましたが然しそれを取入れて趣旨に於て御賛成ならば取入れて行くといふことに御賛成願つて取入れて戴きたいといふことを希望します

(61)

○四十三番(小澤昇君) 勝田議員と一問一答するやうになるか知りませんが提案者勝田議員に御訊ねしますが御説明が初めのと變つて居りませんか、建議案が段々違つて居つて居つては困ります、説明なさる間に附加へて行つて公立病院に吸収して行く説明になりますと此の建議案では意味をなさないと思ひますから其の説明は困ると思ひますがそうぢやございませぬか

○十二番(勝田重直君) 石田議員の御説を聞きまして提案者として御尤もな點があるからさういふ趣旨で行くとすれば先づ我々の考へ方なんです

○四十三番(小澤昇君) 其の氣持はよく分ります、議案を出す前にこれを通せば公立病院は要らないといふ形からこれを先に出したいといふ趣旨がそれ故に説明しなくともやならんといふ氣持は分りますが此の法的に申上げると一旦公立病院が決定してしまつてさういふものを決議せよといつたところが吸収してさういふことへやるといふことはこれによつてやうといふことは無理ですよ、此の建議案がそこ迄なるといふことは御無理ぢやありませんか

○十二番(勝田重直君) 實際上無理でせうが多少同じやうな案が出まして一方大に小が吸収されることはあり得ることは常例ぢやないかと思ひます、やつて来た経路からいへば面白くないかも知れないが

○四十三番(小澤昇君) 決議上法的に難しいものぢやありませんか

○十二番(勝田重直君) 法的には難しくないと思ひますが

○四十三番(小澤昇君) 初めの御提案が段々變つて行くから

○四十三番(石田芳雄君) 要するに問題は建物はどんな建物でもいゝんで中味のお醫者さんを赤

(62)

十字同仁會にやればいゝ方が見られる、中味が違つて来る、建物は病棟とかは問題ぢやない、とも角先に決議されたところの公立病院を建て、それを基礎として將來赤十字に移す、運用して貰ふ、同仁會に連絡し醫者に來て貰ふといふ方法で中味をよくすることゝ立派な病院にしたといふ御考へぢやないかと思ひます、規模を龐大化することもありまして將來の情勢に合致してやらう財源と見合せてやらなければならぬ、可決した病院を基礎として赤十字なりに連絡をついていゝ醫者に來て貰ふといふ、組んでやりたいといふ心でいゝんぢやないかと思ひます、其の御趣旨はよく分りましたので御趣旨に副ふやうにやつて戴くこととして決議案を希望案に代へて戴くかどちからかにして戴きたいと思ひます(「賛成」「進行」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 大部御意見もありましたが論旨も大體盡きたと思ふのですが今石田さんのいはれたやうな御趣旨と解して差支へありませんか、提案者の御意志と先程の志村議員の御考へ小澤議員との御考へと多少喰違ひもあると考へますが暫く休憩致しませうか(「此の儘いつたらどうですか」「進行」「決をとつたらどうです」と呼ぶ者あり) 大體此の建議案では少し明瞭ならぬ點があるんですが一番終ひの適格にして強力なる機關の經營といふところが、先程來御聞しますと疑點があるんぢやないかと思ひます

○二十五番(山田榮治君) 私餘り字句に言葉にとらはれすぎたからぢやないかと思ひます、具體的案を樹るといつたところが出来るかどうか分らんものを具體的に説明せよといふことが無理なんです、さういふ病院の新設を望むといふことを決議するので、序め事務當局はそれ

(63)

〆交渉する立案する、實行に移すに就て民會に改めて協賛を経なければならぬ、さういふものを天津居留民が希望してゐるといふ意志を表するんでさう色々なことを議論することはないと思ひます、これによつてさつき決められた公立病院新築が拘束されるんぢやないかといはれるやうになるんでこれは建議案で何等拘束は受けない吸収されるものになりはせんか將來の研究問題で建議案はこれを必要と認めるといふ意志を表するのです

○十二番(勝田重直君) 只今山田議員が申されました通り私も考へますが石田さんいはれた希望は建議案で希望案を出すのに差支へないと思ふのですが、差支へなければ希望案として私差支へないと思ひます

○四十三番(石田芳雄君) さつきあなたが仰しやる建議案によつて民團が拘束されて直に計畫設計なりして出せといふことの御話があつたものでさうからさうすると公立病院の方に支障を來しはしないかと考へたので(「希望なんだ」と呼ぶ者あり)

○十二番(勝田重直君) 要するに希望なんです

○四十三番(石田芳雄君) 拘束するといふ……

○十二番(勝田重直君) 議員が希望したならばこれに對して(發言者多數)

○四十三番(石田芳雄君) 議事進行上十分程休憩して戴きます

○副議長(龜澤省朝君) 休憩致しませう五分間休憩

○午後六時四十五分休憩

(64)

○午後七時再會

○副議長(龜澤省朝君) では引續き再會致します

○十二番(勝田重直君) 此の引續き建議案は私提案者としての立場から賛成者の方々の御許しを得て綜合病院新設を望むとあるを修正致しまして綜合病院たらしむることを望む、さう致します、終りの行の新設を望むといふ點を綜合病院たらしむることを望むといふことに修正致したいと思ひます、現状に鑑み公立病院を北支に於ける大都市として完備せる綜合病院たらしむることを望む、さう修正したいと思ひます、(「異議なし」と呼ぶ者あり) 最後から二行目のところに新設といふ文字がありますが此の新設しをたらしめと修正して戴きます

○十九番(蘆澤義郎君) 只今迄提案者並に賛成者各位の御説明によりまして此の本建議案が提出された御意志がはつきり致しまして只今先に決定されました公立病院を基礎として此の内容外觀を充分検討して北支の大都市として取捨しない綜合病院とするといふやうな御希望のやうに承りましたから其の御希望であるならば賛成するものであります、最早大部議論も盡きたことと思ひますから此の邊で決をとつて戴いたらどうかと思ひます

○副議長(龜澤省朝君) それでは先の趣旨によりまして本決議案の決をとりたいと思ひますが(「修正の決ですか」と呼ぶ者あり) 決議案でいいですね

○十二番(勝田重直君) 希望を述べた方がいゝと思ひます

○副議長(龜澤省朝君) 決議案として只今の建議案ですと内容を監督官廳の許可を要することになるらしいですが(「建議案がですか」と呼ぶ者あり) 決議案として行くところ迄致

(66)

(65)

さんでも済むやうですが、「そんな前例ないよ」と呼ぶ者あり。い、そうです、建議案の儘本案に對しまして決をとりたいと思ひます。賛成の方は御起立願ひたいと思ひます、では賛成者大

○副議長(龜澤省朝君) 民團長が丁度宮殿下がお出でになりまして同候した結果引續き兒童遊園地の宮殿下の御下賜金によつて出来た楠公の銅像のところまで御案内するやうにといふこと

○副議長(龜澤省朝君) それでは民團長より報告があるやうです。○民團長(白井忠三君) 登壇

定刻宮殿下は天津驛に御着になりまして、御供致しまして司令部へ参りまして司令部で各部隊長に列立拜謁、閣下は單獨拜謁を致しまして次いで海軍武官、其の次總領事閣下、其の次私が單獨拜謁の光榮を得ましてそれから閣下には恩賜兒童遊園地へ案内せよといふ仰せでありまして七時に恩賜兒童遊園地に成られまして私から恩賜兒童遊園地の由來を申し上げまして、次いで遊園地内の宮殿下の御下賜金によります大楠公の銅像を御案内申し上げまして御説明申し上げました、閣下には畏くもこれは大變よい計畫でしたといふ御言葉を戴きました。なほ私先年こちらへ御出での際に一度居留民團事情に就て一時間許り講演を仰せつけられまして申し上げたのであります、御記憶によりますと見へまして相變らず元氣ですなといふ御言葉を戴きました。同時に水害はどうも大變なこと、皆さんも御困りだつたらうといふ御言葉を戴きました、只今御見送り

申して歸つて参りました次第です以上謹んで御報告致します

！一同低頭

○副議長(龜澤省朝君) では食事にして暫く休憩致します

○午後七時十分休憩

○午後七時五十分再開

○副議長(龜澤省朝君) では定足に達して居りますからこれより引續き再開致します、御手元に配布してあります議事日程第六議案第八十號とありますのが日程第七になる譯ですが、では第七と第八は同様な議案でありますからこれを一括上程致したいと思ひます、御異議なくば上程致します

日程第七 議案第八十號故五井利三郎所有二係北河土地建物其ノ他寄附採納二關スル件

○助役(宮家壽男君) 第八十號の方は此の前の五十九次臨時民會で御報告ありました通りで北河の土地建物の寄附がありましたのをこれを採擇して戴く決議を御願ひするものであります、

(68)

(67)

詳細は此の財産調書に就いて御願ひたいと思ひます、寄附条件も茲に書いてあります如くであります、八十一の方は綜合グラウンドの敷地内に水溜りが窪地がありますのをこれを何處延氏から寄附の申出が有りましたそれを採擇することの御決議を御願ひする次第であります(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 異議なくばこれは讀會省略可決確定致したいと思ひます、では可決確定致します

日程第九 議案第八十二號天津三笠日本國民學校敷地追加買收の件

○助役(宮家壽男君) 三笠國民學校の敷地は其の敷地先に軍の輸送する鐵道線が入りました爲に運動場が狹隘になりましたので其の内に華北交通が所有されて居りますものを二、六四五坪四〇〇を追加買收致しまして三笠國民學校の敷地を擴張する案でございます(「異議なし」と呼ぶ者あり)では讀會省略可決確定致します

日程第十 議案第八十三號天津春日日本國民學校敷地、家屋移轉用地及同地上建物買收並三同地上建物取毀ノ件

次に家屋移轉用地と御挿入願ひたいと思ひます、家屋移轉用地をれから本文に天津春日日本國民學校敷地及敷地としてある中に及家屋移轉用地としてといふ字を御挿入願ひたいのであります、これは此の前の豫算の時に現在村上部隊の居られる敷地を軍から拜借しましてそこに春日國民學校を建設する計畫をして居りましたが、其の敷地は市公署に於て市公署の廳舎建設に使はれるといふのでそれを借用することが困難な状態になりましたので、現在春日國民學校がござりまする馬公祠の一角を買収してそこに新築するといふ變更しなければならぬやうな状況になりましたので、そこには日本人並に華人の住宅もござりまするその學校敷地と現在あります家屋を移轉して建築する敷地とを其の附近に求めまして六千二百坪を買収して地上建物延坪一千七百八十坪を買収致しまして建築の爲にこれを取毀すといふ提案でございます馬公祠の一角を買収する譯です(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 御質問ござりませんか、質問なくば讀會省略可決確定したいと思ひます、では可決致します

次は日程十一、十二とありましたのが十一、十二と十三となる譯で何れも關連が有りますから此の十一から十三迄は一括上程致したいと思ひます如何ですか、それから一寸皆さんに御報告申上げて置くのであります先が第五十九次臨時民會に於きまして可決されました事項六件に就て民團當局から直に監督官廳に對しまして認可申請を致しましたところ内五件は認可が有りましたが昭和十六年度天津居留民團歳入追加更生豫算に就ては認可が下りて参らなかつたのであります、ところが九月二十七日附を以て總領事より次の通りの公文に接したのであり

發信は總領事の加藤三郎閣下宛名は民團長
普通第五五號
昭和十六年九月二十七日

天津居留民團長
白井 忠 三 殿
總領事 加藤 三 郎 印

第五十九次居留民會臨時會議決事件認可申請ノ件
本年七月十九日附民團總庶甲第二九五號貸信申請ノ昭和十六年度天津居留民團出入追加更正
豫算案ニ對シテハ再審議相成度
就きましては茲に提出されたところの議案第八十四號昭和十六年度天津居留民團出入追加
加更正豫算案に就て再審議願ふことゝなつたのであります。右のやうな次第であります。御報
告申上げます。従つて八十四號議案八十五號議案、八十七號此の議案はそれゝ關連したも
のになつて居りますから三議案一括上程致したいと思ひます。これを上程致します。

- 日程第十一 議案第八十四號昭和十六年度天津居留民團出入追加更正豫算案
- 日程第十二 議案第八十五號昭和十六年度特別會計教育費出入追加更正豫算案
- 日程第十三 議案第八十七號昭和十六年度特別會計團營住宅經費費出入追加更正豫算案

(70)
○民團長(白井忠三君) 只今議長の御報告の通りに第五十九次臨時民會に決議されました更正
豫算案を更に再審議の爲め茲に三通りの議案として御協賛を得たいと存するものであります。前
回の臨時民會に於きまして百萬圓許りの剩餘金の處置に就きまして當時教育費の團債を豫金部
から貸付を得られる見込である爲に其の剩餘金は處置として住宅の建設費などに向けると
にして提案致しましたが當時豫金部から貸して貰ふといふふうな徹底的决定を見て居らな
かつた際であります。爲に満一豫金部の貸付が豫定通り参らん場合は直に苦む次第であるから團
營住宅を建てることを見合して其の金を豫備費に入れて置く方がいゝといふふうな御議論から
さういふふうな修正を見たのであります。其の後豫金部から教育團債を貸し出して置くとい
ふことの根本方針は決まつたやうであります。各地民團が提出すべき要求額が未だ纏まらな
いので本當の決定を見る譯に行かなかつたのであります。其の次の運用委員會は十二月と聞
いて居ります。それ迄には各地民團の要求額も纏まるのであらうと思ひますがそれ迄は本當に
決定致しません。一面に於て一般會計の豫備費が何十萬圓といふ巨額を計上して置くことは
如何にも民團財政の運用の上に確信のない豫定のない形が現はれることと好ましくないと
思ひます。又議案八十七號にありまして團營住宅の方に目下なほ銀行から三十數萬圓の借
金を致して居りますがこれを其の豫備費の一部を割いて此の特別會計に繰入れまして其の銀行の

(71)
借金を還す、銀行の借金を還しますれば来月から入つて来る家賃は其の儘將來團營住宅を増や
して行く資金に宛て得るのであります。其の意に於きまして今回の豫算案を三通りに只今
御協賛を仰ぐ次第です。其の内容に就きましては逐條に御説明申上げることになります。大體團
營住宅三十數萬圓教育費の方に四十何萬圓此の二口に別れるのであります。教育費の方は只今
春日國民學校の敷地買収のところで御話申上げたやうに今成立して居ります。豫算では國
民學校の敷地の無償貸下を受けて校舎を建てる豫算になつて居りましたが敷地買収費の變
更されまして建築費の方へ今年度出来ないと云ふことになつたのであります。今一つは淡路國
民學校六教室を増加することに通常民會に於ては御協賛を得て居りましたがこれは實は他の學
校の建物に宛てるべきものを軍の方面に御願ひして居ります。其の方が出来れば商業學校
をそこへ移轉させることが宜しいんだと思ひます。従つて商業學校淡路國民學校としての部
數を今増築する必要がなくなりました。これを御願ひして居ります。その結果として商業學校に教
育費の豫備費の合計を六十二萬八千圓あるといふ教育費に於ては豫備費を持つことに致しまし
てこれは満一豫金部から團債が豫定の二百萬圓が何分減額されるやうなことであります。若
し此の豫備費を支出して填補するといふ用意の爲めであり、細かな點は逐條に於て御説
明申上げますが大體の要領は今申したやうなことであります。それから團營食堂建設
の儀は此の團營食堂を建てるといふことは御決議になりましたが其の豫算は只今申すやうな
理由に基き厚生費計上になつて居ります。これは相當に要領が高いやうに考へられます。今
年度の此の豫算で團營食堂を建てる食堂の上に二階三階のアパートを十四戸十二萬圓のもの許

(72)
り計上して建て、行きたい、これは團營住宅に對する矢張り民間の要望が相當盛んであります
が若干でも建て、上げる方が御便宜ぢやないかといふふうにかやうな議案を作成し
た次第です。どうぞ御審議を願ひます。
○副議長(飯澤省朝君) 質問もござりませんか御質問なくば滿場御賛成と認めて差支へござ
りませぬか(一寸待つてくれ)と呼ぶ者あり)では原案通り賛成と認めて第(十一)、第十二
第十三此の三案を讀會省略可決確定したいと思ひます(「異議なし」と呼ぶ者あり)では可決
致します。
次は日程第十四でござりまして前の十三議案八十六號昭和十六年度特別會計天津日本公立病院
經費費出入追加更正豫算案であります。これを上程致したいと思ひます。
日程第十四 議案第八十六號 昭和十六年度特別會計公立病院經費費出入追加更正豫算
案
○助役(宮家壽男君) 此の更正追加豫算の内容を申上げますと歳入經營部に於きまして昭和十
五年度の會計決算をいたしました結果繰越金が九萬七百十圓増加致しました爲に第四款の前年度繰
越金を既定豫算三萬圓から十二萬七百十圓に増額を致しまして歳出の方に於きまして醫藥其の
他購費によりまして追加なり並に患者増加の爲に費用が値上りになりました。賄などを追加致
しまして其の繰越金の使途を歳出の方で計上致しました次第であります。何れも患者増加によ
る追加額でござりませぬか。
○十六番(菊地新一君) 此の經費費の内、處置入院料、患者増加の爲となつて居ります。既

(74)

(73)

定豫算二十六萬六千圓といふのは河北の分院も一諸に包含されてるやうに思ひますが患者の増加の爲めといふと

○助役(宮家壽男君) 分院の方河北は未だです

○十六番(菊地新一君) 此の豫算といふのは分院も本院も一諸にしたんですか、既定豫算は建設されない奴で患者の増加の爲めとなりませんか

○民團長(白井忠三君) 今入つて居るんです、分院を加へず

○十六番(菊地新一君) 此の豫算といふのは入つて居るでせう、二十六萬六千圓は分院と一諸になつて居ませんか

○助役(宮家壽男君) 細かに説明申上げますと處置料二萬圓増加致しましたのは八月迄の實績に於きまして患者増加一割八分でありましたこれを内輪に見まして八分だけ増収を計上した譯です、入院料の方は天津醫師會診料規定の改正に依りまして一日一圓宛値上げがありまして一日九十名として六箇月分一萬六千二百圓となりましてこれを内輪に見まして一萬圓だけ増加するやうに計上したので三萬圓増収になる譯です

○十六番(菊地新一君) 分りました、それから當局に御伺ひしますが「エレクトロカルデオグラフ」は買へる見込みがありますか、第一款醫料費の中に一萬五千圓計上されて居りますが、此の計上されて居りますか

○井上主事補 計上して居りました出荷の方は交渉して買ひました、此の前の豫算では買へました、それは此の豫算だけあれば賄へると思ひます

○十六番(菊地新一君) それは日本物でないでせう

○井上主事補 獨逸です口約束をされました、契約されました、未だ輸入はして居りませんが

○十六番(菊地新一君) 此の前一萬五千圓とつてありましたが、私見當を付けたんですが、そうしますと私のところで買はうと思ひましたが其の當時四月程前こんな値段ぢやない、同じ品物とすれば相當値切れはせんかと思ひますが、一萬五千圓といふのは豫算ですから決算されれば分りますが

○井上主事補 八百十弗です

○十六番(菊地新一君) 弗ですな少し變化があると思ひます

○副議長(龜澤省朝君) 他に御質問ござるませんか(「なし」)「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(龜澤省朝君) なければ満場賛成と認めまして議會省略可決確定したいと思ひますでは可決致します

最後に日程第十五として議案を上げたいと思ひます、先程申上げました日本租界に生活必需品公設小賣市場設置に關する件建議案の提案者金山君より御説明願ひます

日程第十五 議案第九十號 日本租界二生活必需品公設小賣市場設置ニ關スル件

○二十九番(金山作次郎君) 登壇

日本租界二生活必需品公設小賣市場設置ニ關スル建議案

聖戰下華北經濟諸政策ハ悉ク低物價ノ線ニ沿ヒ施行シツ、アルニ方事實現レタル所ヲ見ルニ最モ低物價ヲ必要トスル邦人ノ生活必需品ガ外國租界及ビ華街ヨリモ却ツテ日本租界ニ於テ高價ナ

(76)

(75)

リト謂フガ如キ珍現象ヲ呈シ居リ一般居留民ノ日々被ル損害決シテ僅少ナリトセズ。是配給部門組織化ノ未整備ニ起因スル所尠カラズト雖モ最大ノ原因ハ最終配給機構ノ不合理ナル點ニアリト認メラル即チ外國租界ニハ既ニ公設市場アリ、華街ニモ之ニ類スル設備アルニ方、單リ日界ノミコノ設備ヲ缺キ居ル事實ハ當ニ低物價政策遂行上ノ一大障害ヲナスノミナラズ、亦實ニ衛生設備ノ完全ト計畫制度ノ適正トヲ期スル上ニモ影響スルトコロ頗ル甚大ナリ。況ンヤ一朝有事ノ際ニ於ケル對邦人食糧品供給ノ問題等ニ想フ政ストキ轉テ寒心ニ堪ヘザルモノアリ。故ニ配給組織ノ集約的合理化ノ見地ヨリスルモ、將又居留民ノ福祉増進ノ點ヨリスルモ之ヲ設置ハ刻下ノ最大契機事ノ一ナリトス。依ツテ民會ハ右公設小賣市場急遽設置ノ方針ヲ議シ且ツ直チニ之レガ實行ニ移ルベシ

右及建議候也

昭和十六年十月三日

只今讀み上げました公設小賣市場の建設に對する建議案に就きまして簡単に其の理由を御説明申上げます、既に此の建議案に就いていひ盡されて居る次第であります、聖戰下華北經濟諸政策は悉く低物價の線に沿ふとありますが租界内の現狀を見ますに最も低物價を必要とする我々七萬在留邦人の日常最も必要とする生活必需品が、英租界佛蘭西租界伊太利租界及び華街に比較して却つて日本租界の方が高いといふやうな現狀にあるんであります、それは御手元に只今配布しました此の各外國租界並に華街それと日本の比較表に現はれて居る通りであります、此の蔬菜並に鮮魚などに就きましては僅か一二を除く以外は總べてが此の御覽の通り我が日本租界に於けるところの販賣といふものは非常に高價になつて居る次第です、詳しい數字は御手元にありますので説明は省略させていただきますがこういふふうな租界の方が總べて高價になつて居る状態でありまして、爲に一般我々在留民が日々蒙つて居りますところの損害は實に莫大な數字に上る次第であります、これは配給部門の組織無整備も關係して居りますが、最少の需要者たる我々の家庭への配給機構の不合理な點が最も大なる原因をなして居るものと思ふのであります、既に英國租界、佛蘭西租界、伊太利租界總べての點に於て完備せる小賣市場を持つて居ります、華街に於てもこれに類する設備を持つて居るのであります、只我々日本租界のみがこういふ設備の點に缺けて居る點を甚だ遺憾とするものであります、低物價政策の遂行上こういふ設備のないといふことは非常に障礙を來して居るやうに考へる次第であります、此の計量などもまち／＼の爲に其の不統制から來て居る損害といふものは相當に大なる數字に上ると思ふのであります、適正化する上にも影響するところが非常に大きいのであります、今後一般在留民の福祉増進を圖る意味からもこれが一日も速かに此の市場の設置を望んでやまない次第であります、就きましてはどうか本議案御採擇の上民團は速かに各業者のエキスパートを委員に推薦されて調査委員會を組織の上次回に豫算を計上して此の實現方を圖ることを特に御願ひする次第です、以上理由は簡單でござるがさういふ次第でありますのでどうか各位に於かれましては満場一致此の議案の遂行に御賛成あらんことを御願ひしてやまない次第であります

○五十番(永瀬三吾君) 本案に對しては私非常に賛意を表するものでありまして再三前民會に於ても問題になりましたこととあります、其の節民團長の御説明では小賣市場だけでは物價が廉くならないそれで卸市場も必要とするといふ御説明でありまして卸賣委員會といふものを委員として研究されてゐるやうな話でしたが其の卸賣の市場に就ては進捗致して居りますかどうか此の機会に説明を御願ひしたいと思います

○民團長(白井忠三君) 御答へ致しますと末々具體的に御報告申す時期になつて居りませんが一方に中央卸賣市場を尤もこれは魚菜と生果だけでありまして其の三つの中央卸賣市場の如きものを計畫したいといふことを聞いて居ります、是非計畫を進行して戴くやうに御願ひして居ります、民團自らどうしては實は相當突込んで研究調査を進めることに考へて居りましたが先般、先程可決になりました剩餘金の處分に就て北京財務官の御意見を御伺ひした時に市場といふものは必要に違ひないが大蔵省の方針として民團自らが剩餘金を以て市場を造るといふ計畫は仲々東京に於ける認可が得難いといふことをいはれまして段々理由を伺ひますと全く御尤もな點があり現在の世界の情勢で参りますれば民團自ら經營するといふことは當分先のこととして代行者の或る者をして經營せしめるといふ方針に進むはかないと考へて其の點を只今申すやうに發表する具體的に到つて居りません幾分進行を見てゐる次第です、同時に小賣公設市場の方ですが必ずしも中央卸賣市場が作れぬ作れないといふ方針ではないのでありまして此の邊行的に計畫を進めて居ります、計畫を進めてゐるといふと行き過ぎた御話になりますますが調査を進行して居ります、唯茲に横はる二つの難關があるんですが一つは敷地を得ることでありまして、敷

(77)

地を得ることの前提として一體日本租界内に何箇所位あつたらいいかといふことが直に考へられるのであります、澤山すればする程居留民に便宜に違ひありませんが大體二箇所位にやらなければならぬぢやないか、ところが御承知の通りで便利な土地は既に皆家になつてゐるところでありますからこれを賣渡して市場にするとは現在居住してゐる者の移轉先を造らなければならぬ、一箇所は市場敷地を得る同じやうな土地を二箇所求める一箇所の方が空地であるならば結構ですが勿論租界内で空地は得られない、矢張り管外地といふ問題になる、管外地として公立病院、これから建てますところのグラウンドが取除かれれば若干の空地が出来る譯です、そこに移轉すべき先を用意して租界内の便利な位置の土地建物を買ひ取つてこれを市場にするといふ順序を要するのであります、相當に日數のかゝる面倒なことでありまして決して放任を致して居りません、それとなく地主から買ひ取ることが出来るかどうか調査して居ります、引越先も只今申すやうにグラウンドの有るところでありますが住宅は勿論そつういつた方面に移轉することも出来る御幸権願へるとしても、營業者の店舗を管外地へ持つて行くといふことは引越を命ぜられる人は迷惑でありますから、市場を日本租界の中に空地を求めてそこに移轉すべき先を考へなければならぬ関連性がありまして非常に面倒な厄介な問題なんです、今申す通り決して放棄して居りません、進行させるやうに考へて居ります、今一つの問題は公設市場を造りまして現況の通りに市内に六十八軒の魚、野菜を賣つてゐる小賣商がありまして、今の儘に放任して置くんでは決して一般の居留民の日常生活が廉くなるといふことがならん、つまり多少不便でも市場迄行かなければ魚も野菜も買へんといふ状態に致しませんと近所にあ

(78)

(79)

る魚屋で買ふといふことでは決して下らないんで一方に廉いものがあれば買ふといふ話がありましてが立たなくなる迄には相當年月を要する、手近かなところで買ふといふことが人情として考へられる、従ひまして公設市場を一方に居留民に充分に利用させます内に公設小賣市場以外に於ての野菜や魚の販賣を禁ずるといふ處置を併行致さなければ市場としての充分の効果は現れないのであります、さて既得の營業權を奪ふ命令を以て禁止するといふことはこれは監督官としてもそうぞし、御決斷がつき難い従ひましてこれも一つの大きな難關であります、御承知のやうに只今實質的に別段な監督も何にも致して居りませんが警衛の民團公認市場といふものがあります、此の市場の近くに個人の魚菜販賣者があります、聞くところによりまして同じ先即ち野菜の如きは今の金湯橋の上流に毎朝早く市が立つんですが同じやうに仕入れて来た野菜を露市場で葉草一把十錢と値段をつけて賣ります、其の近所の小賣店は八錢として賣り出す、無論お客さんは公認市場よりは附近の一般業者の方へ奪はれる、そこに複雑な關係から秤が胡魔化される嚴重に充分にこちらが出来ませんが結局一箇所に集めて二箇所に集めて市場に於ける自由の販賣業者をやめてそれらを公設市場内に取入れましてそうして公定値段で賣らせる、秤は民團が監督して一定の秤を用ひさせるといふことに整へませんと初期の目的が達せられない、それは勿論實行する以上はどんな困難があつてもやらなければなりませんと同時に敷地を得られないことに一段の難關があります、又現在の業者を如何に處置するかといふことに非常に難關があります、此の二大難關を突破して早く實現したい、民團當局はそういふことになつて居ります

(80)

○副議長(龜澤省朝君) 何か御意見がござりませんか、只今どういふ建議案が出たんでありますか、御質問御異議なくば此の議案は満場一致賛成を得たものとしまして、「異議なし」と呼ぶ者あり、確定したいと思ひますが、それでは此の議案を確定したこと、認めます、それでは本日の議案日程全部これで終了された譯であります

○午後八時二十分閉會

昭和十六年第六十次居留民會臨時會議事速記附錄

昭和十六年第六十次居留民會臨時會に於て議決したる諸事項左の如し

(一) 參事會代議決事項報告ノ件

(昭和十六年度營業課金第一期分納入期日變更ノ件)

一、昭和十六年度營業課金第一期分納入期日變更ノ件ハ急施ヲ要シタルヲ以テ居留民團法施行規則第五十四條第二項第二號ノ規定ニ基キ參事會ハ昭和十六年八月二十二日領事ノ命令ニ依リ居留民會ニ代リ左記ノ通り之ヲ議決シタリ、仍テ報告ス

記

昭和十六年度營業課金第一期分納入期日ハ「七月三十一日限」ナルトコロ「九月十五日限」ト臨時變更ス

(二) 參事會代議決事項報告ノ件

(昭和十六年度工巡費(營業者分)第一期第二期分納入期日變更ノ件)

一、昭和十六年度工巡費(營業者分)第一期、第二期分納入期日變更ノ件ハ急施ヲ要シタルヲ以テ居留民團法施行規則第五十四條第二項第二號ノ規定ニ基キ參事會ハ昭和十六年九月二日領事ノ命令ニ依リ居留民會ニ代リ左記ノ通り之ヲ議決シタリ、仍テ報告ス

(82)

記

昭和十六年度工巡費第一期分納入期日ハ「五月三十一日限」第二期分納入期日ハ「七月三十一日限」ナルトコロ兩期共「九月三十日限」ト臨時變更ス

(三) 參事會代議決事項報告ノ件

(電工宿舍取毀ノ件)

一、電工宿舍取毀ノ件ハ急施ヲ要シタルヲ以テ居留民團法施行規則第五十四條第二項第二號ノ規定ニ基キ參事會ハ昭和十六年九月二日領事ノ命令ニ依リ居留民會ニ代リ左記ノ通り之ヲ議決シタリ、仍テ報告ス

記

住吉街三番地所在電工宿舍七五坪六七九(價格七五六圓七九錢)ヲ取毀シ財産豪帳ヨリ削除ス

(四) 參事會員補缺選舉

蘆澤義郎君當選

(五) 特別會計天津日本公立病院新築費歲入出豫算

歲入

(83)

一、貳百參拾萬圓也

計貳百參拾萬圓也

一、貳百參拾萬圓也

計貳百參拾萬圓也

差引歲入出殘金ナシ

(豫算表省略)

(六) 公立病院ヲ綜合病院ヲラシムル件

建議

時勢ノ急激ナル進展ト天津ノ現狀ニ鑑ミ北支ニ於ケル大都市トシテ完備セル綜合病院ノ新設ヲ望ム

理由

一、國民團立病院ノ新築ヲ決議シタルモ事案ノ内容到底現下時勢ノ推移ニ適應スルコト至難トスルニ到レリ、即チ今ヤ一地方ノモノノ觀點ニ基ク之カ計劃ヲ實施スルハ徒ラニ彌縫以テ財政ノ確立ヲ妨ケ傍ラ一億ニ心國策ニ顧慮スル所以ニ在ラサルヲ痛感ス

二、宜シク臨戰基地タル環境ニ深ク念ヒテ廣ク奉公ノ資源ヲ需メテ赤十字及同仁會病院ノ經營總管ヲ採リ納レ適格ニシテ強力ナル機關ノ經營スル病院ヲ新設シ據テ以テ東亞ノ文化ニ貢獻ス

(84)

ル所アラムトス
右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

右建議

(85)

一、建 物 同	所在建物	本館一棟 二三八坪三七三也 別館一棟及附屬屋三種其ノ他 一六三坪六〇五也
一、樹 木 同	所在樹木	樹齡五年以上 一、一六六本
一、其ノ他	同所給水設備並ニ備品一式	
尚ホ寄附物件ノ明細並ニ附帶條件ハ別紙ノ如シ		
右寄附申出アリ仍テ之ヲ採納スルモノトス		
(八) 何慶延所有ニ係ル綜合運動場敷地一部寄附採納ノ件	天津 南 營 門	延
一、土地	天津特別市海光寺外八里台所在土地	四畝(沉地)
右綜合運動場敷地トシテ寄附申出アリ仍テ之ヲ採納スルモノトス		
(九) 天津三笠日本國民學校敷地追加買收ノ件		
一、天津三笠日本國民學校敷地トシテ天津河北錦衣衛橋附近所在地二、六四五坪四二〇ヲ華北交通株式會社天津鐵路局ヨリ追加買收スルコト		

(86)

但買收價格ハ不動産評價委員會ノ査定ニ基キ決定スルコト		
(九) 天津三笠日本國民學校敷地追加買收ノ件		
一、天津三笠日本國民學校敷地トシテ天津河北錦衣衛橋附近所在地 二、六四五坪四二〇ヲ華北交通株式會社天津鐵路局ヨリ追加買收スルコト		
但買收價格ハ不動産評價委員會ノ査定ニ基キ決定スルコト		
(十) 天津春日日本國民學校敷地、家屋移轉用敷地及同地上建物買收並ニ同地上建物取毀ノ件		
一、天津春日日本國民學校敷地及家屋移轉用敷地トシテ天津河北黃緯路附近所在土地約六、二〇〇坪ヲ買收スルコト		
但買收價格ハ不動産評價委員會ノ査定ニ基キ決定スルコト		
(十一) 昭和十六年度天津居留民團歲入出追加更正豫算		
歲 入	經常部 豫算 高	臨時部 豫算 高
一、六五五拾五萬七千壹百九拾圓也		
一、壹百參拾五萬八千四百九拾圓也		
計七百萬九拾萬八千參拾九圓也		

(87)

歲 出	經常部 豫算 高	臨時部 豫算 高
一、四百四拾貳萬四千貳百五拾參圓也		
一、參百四拾八萬參千七百八拾六圓也		
計七百九拾萬八千參拾九圓也		
歲入出差引殘金ナシ (豫算表省略)		
(十二) 昭和十六年度特別會計教育費歲入出追加更正豫算		
歲 入	經常部 豫算 高	臨時部 豫算 高
一、貳百四拾萬七千六百四拾貳圓也		
一、參百七拾六萬六千貳百六拾圓也		
計六百拾七萬參千九百貳圓也		
歲 出	經常部 豫算 高	臨時部 豫算 高
一、貳百拾參萬六千九百四拾四圓也		
一、四百參萬六千九百五拾八圓也		
計六百拾七萬參千九百貳圓也		
歲入出差引殘金ナシ (豫算表省略)		
(十三) 昭和十六年度特別會計團營住宅經營費歲入出追加更正豫算		
歲 入	經常部 豫算 高	臨時部 豫算 高
一、拾五萬參千六百貳拾四圓也		
一、四拾參萬四千圓也		
計五拾八萬七千六百貳拾四圓也		
歲 出	經常部 豫算 高	臨時部 豫算 高
一、七萬五千六拾四圓也		
一、五拾壹萬貳千五百六拾圓也		
計五拾八萬七千六百貳拾四圓也		
歲入出差引殘金ナシ (豫算表省略)		
(十四) 昭和十六年度特別會計天津日本公立病院經營費歲入出追加更正豫算		
歲 入	經常部 豫算 高	臨時部 豫算 高
一、八拾壹萬六千七拾圓也		
一、四萬五千圓也		
計八拾六萬壹千七拾圓也		
歲 出	經常部 豫算 高	臨時部 豫算 高
一、七拾壹萬五千四百拾圓也		
一、拾四萬五千六百六拾圓也		
計八拾六萬壹千七拾圓也		

(88)

歲 入	經常部 豫算 高	臨時部 豫算 高
一、拾五萬參千六百貳拾四圓也		
一、四拾參萬四千圓也		
計五拾八萬七千六百貳拾四圓也		
歲 出	經常部 豫算 高	臨時部 豫算 高
一、七萬五千六拾四圓也		
一、五拾壹萬貳千五百六拾圓也		
計五拾八萬七千六百貳拾四圓也		
歲入出差引殘金ナシ (豫算表省略)		
(十四) 昭和十六年度特別會計天津日本公立病院經營費歲入出追加更正豫算		
歲 入	經常部 豫算 高	臨時部 豫算 高
一、八拾壹萬六千七拾圓也		
一、四萬五千圓也		
計八拾六萬壹千七拾圓也		
歲 出	經常部 豫算 高	臨時部 豫算 高
一、七拾壹萬五千四百拾圓也		
一、拾四萬五千六百六拾圓也		
計八拾六萬壹千七拾圓也		

計八拾六萬壹千七拾圓也
歲入出差引殘金ナシ

(豫算表省略)

(十五) 日本租界ニ生活必需品公設小賣市場設置ニ關スル建議

聖戰下華北經濟諸政策ハ悉ク低物價ノ線ニ沿ヒ施行シツ、アルニ方リ事實現レタル所ヲ見ルニ最モ低物價ヲ必要トスル邦人ノ生活必需品ガ外國租界及ビ華街ヨリモ却ツテ日本租界ニ於テ高價ナリト謂フガ如キ珍現象ヲ呈シ居リ一般居留民ノ日々被ル損害決シテ僅少ナリトセズ。是配給部門組織化ノ未整備ニ起因スル所尠カラズト雖モ最大ノ原因ハ最終配給機構ノ不合理ナル點ニアリト認メラル即チ外國租界ニハ既ニ公設市場アリ、華街ニモ之ニ類スル設備アルニ方リ、單リ日界ノミコノ設備ヲ缺キ居ル事實ハ當ニ低物價政策遂行上ノ一大障害ヲナスノミナラス、亦實ニ衛生設備ノ完全ト計量制度ノ適正トヲ期スル上ニモ影響スルトコロ頗ル甚大ナリ。況ンヤ一朝有事ノ際ニ於ケル對邦人食糧品供給ノ問題等ニ想ヲ致ストキ轉タ寒心ニ堪ヘザルモノアリ。故ニ配給組織ノ集約的合理化ノ見地ヨリスルモ、將又居留民ノ福祉増進ノ點ヨリスルモ之ガ設置ハ刻下ノ最大契機事ノ一ナリトス。依ツテ民會ハ右公設小賣市場急遽設置ノ方針ヲ決議シ且ツ直チニ之レガ實行ニ移ルベシ

右及建議候也

昭和十六年十月三日

(90)

(89)

提案者 金山作次郎 團
贊成者 岡本久雄 團

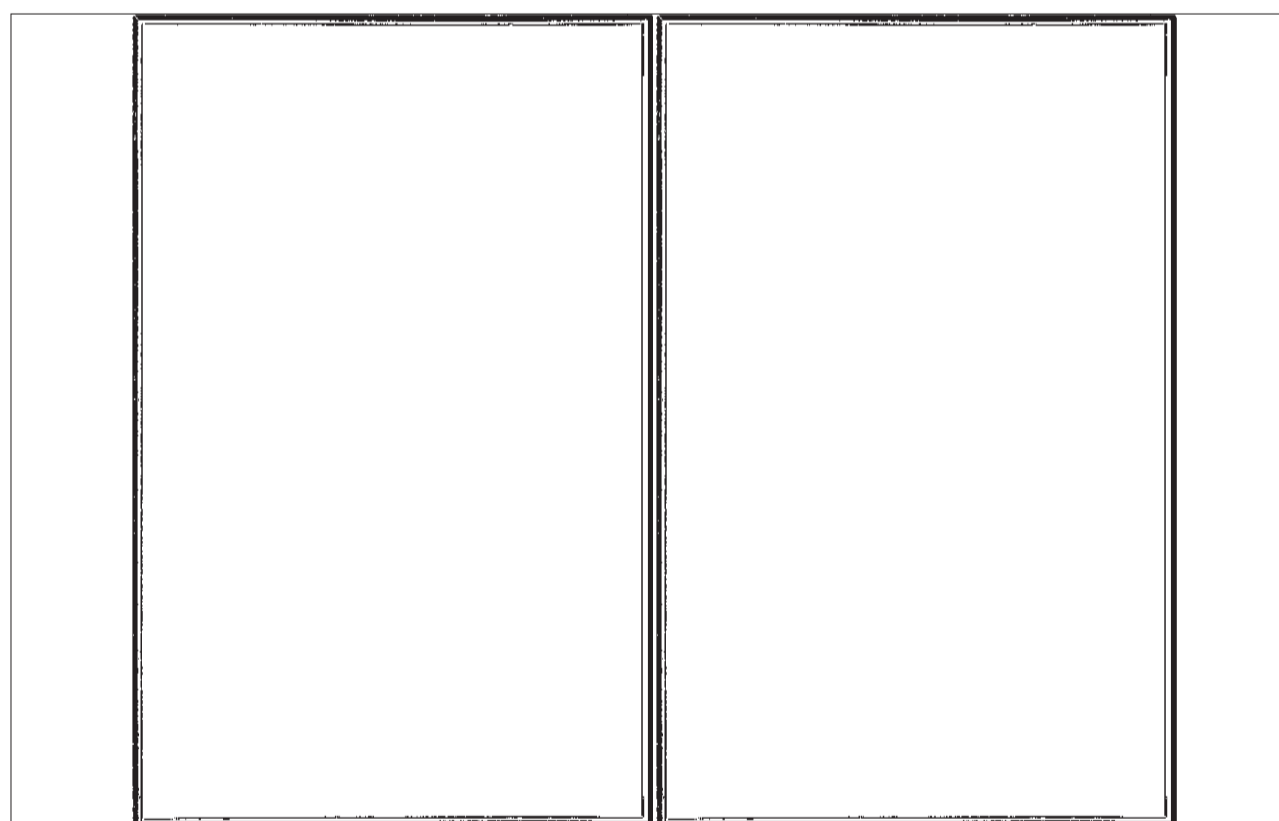
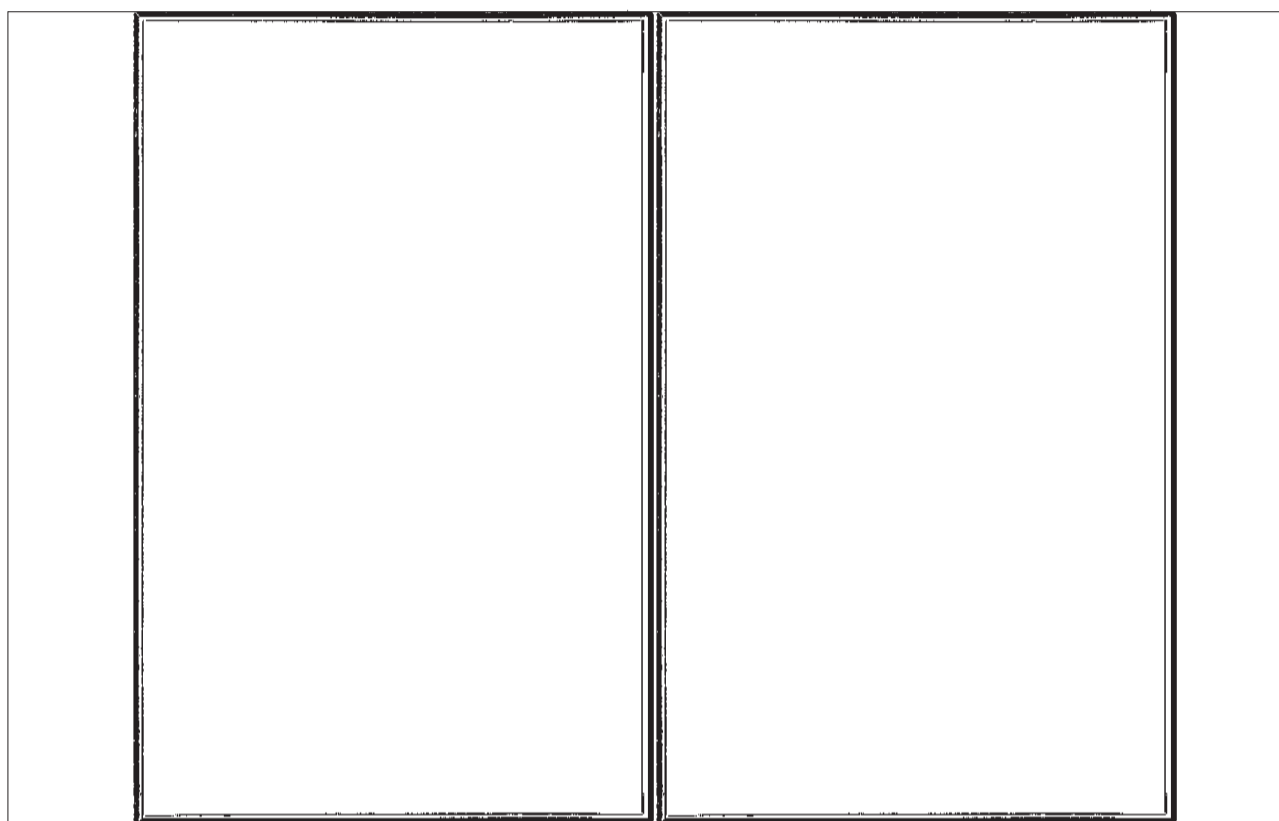
五十嵐重吉 團

小林成一夫 團

林一正 團

吉植庄司 團

天津居留民會議長 足立茂殿



昭和十六年第六十次居留民會臨時會要錄

- 一、出席議員 二十六名
- 二、會 期 昭和十六年十月三日(日)
- 三、會 場 民團公會堂
- 四、成 績 省略
- 五、議員及會議係

速	書	民	副
記	記	團	議
網	木	長	長
部	下	白	龜
重	權	井	澤
以	四	忠	省
上	郎	三	朝

